

平成29年第1回長与町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成29年 3月 7日
本日の会議 平成29年 3月 8日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君 議事課 長 富永 正彦 君
課 長 補 佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 久松 勝 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 谷本 圭介 君 水 道 局 長 木島 英利 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
水 道 局 理 事 吉田 邦彦 君 教 育 委 員 会 理 事 近藤 徳雄 君
秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君 総 務 課 長 山本 昭彦 君
契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君 地 域 安 全 課 長 山口 功 君
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君 財 政 課 長 田中 一之 君
税 務 課 長 荒木 秀一 君 収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君
土 木 管 理 課 長 日名子達也 君 産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君
福 祉 課 長 森川 寛子 君 こ ど も 政 策 課 長 村田ゆかり 君
住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君 健 康 保 険 課 長 志田 純子 君
介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君 下 水 道 課 長 濱 伸二 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 森 省二 君 情 報 管 理 室 長 江頭 幹夫 君

会議録署名議員

5番 饗庭 敦子 議員

6番 安藤 克彦 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時35分

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。

なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明にお願いします。

なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。また活発な議論を期待するところでございます。

通告順1、吉岡清彦議員の①職員等が町民に与える影響について、②資源化物拠点回収事業の条例化を図れについて、③公園の整備についての質問を同時に許します。

15番、吉岡清彦議員。

○15番（吉岡清彦議員）

おはようございます。質問をいたします。私は大きな項目で3点質問したいと思えます。まず1点が、職員増が町民に与える影響について。昨年12月の議会で、極力職員数を抑制することで効率的な行政運営に努めてきたが、地方分権などにより自治体業務は増加しており、職員の時間外勤務の増加と有給休暇の取得率の低下が問題となっており、そこで事業主の責務として健康管理等に配慮するため、職員定数増の議案が提出されました。11名の定員増の議案でございました。内容としてですね。賛成多数で可決されました。しかし、再任用を含めた職員の適正配置や職員増員による予算増など、安易な増員計画と私としては思われるわけですが、そこで質問をいたしたいと思えます。（1）12月議会で職員に係る人件費の平均は共済を含めて、1人当たり700万との答弁があったわけです。11名と単純に計算すると7,700万となるわけですが、職員増のための財源は何をもって充てるのか、あるいは何かをカットしていくのか、それが1点目でございます。（2）として、職員を増加することは、何か新規事業を始めるつもりなのか、その点です。3番目として、今まで、機械化、パートあるいは再任用制度などを取り入れてきたわけですが、定数を増加しないと住民サービスが滞るのか、増員による町民の益となるものは何か、益ということは利益ということ、サービスの向上とかです。そういうものを含めたものを益というわけですが、お金だけでなくしてですね。4番目として、今回の職員増員により、事務事業や事業の改善、見直し、改革など変わっていくのか、そういう点をお尋ねいたします。

大きな2点目として、資源化物を町はやっているわけですが、資源化物拠点回収事業の条例化を図っていけば、よりスムーズにいくのではないかという気持ちでこの質問をしております。ごみは生活水準の向上と消費形態の変化に伴い、種類が多様化しているわけです。現在、ごみの量は横ばい傾向にあるものの、より一層のごみの減量と資源化を推進していく必要があるわけです。そこで町が実施している資源化物拠点回収事業について、下記事業を踏まえた条例が必要だと考えて、以下質問してまいります。

（1）今の制度であれば、自治会、老人会、子供会、シルバー人材センターあるいは民間団体など、多方面での取り組みが可能と思われるがどうかということです。（2）誰

が責任を持ってやるのか。3番目、拠点の場所数は決まっているのか、誰が決定していたのか、その点をお聞きしたいと思います。4番目として、幸福度日本一を目指す事業の一環として、資源化物拠点回収事業の条例化を図るべきと思っております。なおかつ、常に私が言ってます車の事故の賠償責任、事故発生時の賠償問題をはっきりと明示していかと、不安があるのではないかと私は常々思っております。

大きな3番目、公園の整備について。公園やグラウンドは、住民の健康づくりや心を癒してくれる大切な場所であると思っております。特に高齢化していく団地においては、大きな役割を担っていると思うわけです。以下、これについて質問をいたします。

(1) 今後の公園の整備計画はどうなってるのか。2番目として、高齢化が進む団地対策はどうか。特に長与ニュータウンの北公園においては、水捌けがよくないわけですが、ネット側が高くて逆流してよくないわけです。そういうことで整備が必要でないかと思っております。その対策はどうなっておるのか。また、防災センター一帯のプレイロット、普通は公園と言ってますけども、運動よりも癒しの場として今後の高齢化社会に向かっての役割として、持たせるべきと思っております。例えば、休憩するような東屋の建設とか、またトイレの整備が必要と思うが、どう思うかです。以上、大きな項目3点です。質問をいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん、おはようございます。本定例会の最初の質問者であります吉岡議員のご質問にお答えをします。長与町におきましては、平成25年度から平成27年度までの3年間で45名のベテラン職員の方々が退職をいたしております。これらの退職者に代わる再任用、あるいは新規採用職員という形で代わっていくわけでございますけども、この退職者にかかっていた人件費と、再任用や新規採用職員にかかる人件費との間に給与差があるため、人件費は同等程度となり新たな財源を必要とするものではないと考えております。しかしながら、少子高齢化の進展及び人口減少社会を迎え、社会保障関連費の増大、大幅な歳入不足などによる厳しい財政状況でもございますので、今後ともよりスリムで効率的な行政運営と、こういったものをめざした業務改革を行っていく中で、その中でも特に時間外勤務手当の縮減等々もございます。行財政改革に取り組みながら、長期的な視野での財源確保も図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目、3点目関連がございます。職員増員は何のためかと、増員による町民の益となるものは何かというご質問でございます。近年、地方分権、地域主権の流れというのが非常に加速をしまして、住民ニーズが多様化、そして高度化、権限移譲等により自治体の業務は増加する一方でございます。職員のワーク・ライフ・バランスに対する配慮を考えてみますに、年金の支給年齢引上げに伴う雇用と年金との接続、また退職職員の技術や知識の継承を目的とした再任用制度の運用、新規採用職員が入っ

てきますけれどもその育成にはある程度の期間が必要となること、団塊の世代の退職に伴い職員の若返りが進行し、出産や育児に関わる職員が増加しております。安心して出産、子育てができる職場環境の整備などを考慮いたしまして、職員の増員も必要となってくるわけでございます。職員数の抑制により、過大な業務量が職員への負担の増加を招きまして、職員の生産性を失わせ、ストレス等による職員の健康被害はもとより、弾力的かつ豊かな発想力をも奪うことがないようにしなくちゃいけないというふうに思っております。そこで住民ニーズや地域特性に応じた、一般職員及び専門職員の配置、またマンパワーの拡充を図ってまいります。職員のやる気を育て、意欲と能力を最大限に発揮できるような職場環境の体制が整うことで、今後、新しい事業でのサービスの提供にも取り組めることだと思っております。効率的で質の高い町政運営や、安定的な住民サービスの維持向上にも、大いに貢献できるんじゃないかとそのように考えております。

4点目の職員増員により事務事業の改善、改革は変わってくるのかという質問でございます。住民サービス向上のために、日々の業務の進め方については常日頃から意識を持って改善に取り組んでおるところでございます。しかしながら、現状を振り返りますと、慢性的な長時間労働等を原因といたしまして、効率化が停滞するなどの状況が見受けられる時もあります。現在の職員構成はかなり若返りまして、先ほど申し上げましたけれども、結婚、出産、子育てを迎えている職員も多くおります。適正な職員の増員や配置により、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境を整備するとともに、地域活動への参画を促して、地域とのコミュニケーションを進化させ、住民目線での行政推進につなげていきたいと思っております。また、業務のスリム化や効率化を図り、効率的な業務体制を作るとともに、町職員のスキルアップで住民サービスの向上を目指してまいります。自ら改善を進める組織風土を作るとともに、目的、目標を達成する職場を目指し、今年度より業務改善にも取り組んでおるところでございます。

続きまして、大きな2番目1点目の自治会、老人会、子供会、シルバー人材センター、民間団体など多方面での取り組みが可能かのご質問でございます。現在、資源化物の収集につきましては、自治会のご協力により月1回の拠点回収を始め、公共施設に設置しております常設収集施設での収集をいたしておるところでございます。その他、町内事業所のご協力によるところの容器包装プラスチック収集、あるいは各種団体の地域コミュニティづくりの活動としまして、子ども会や少年スポーツクラブなどによる集団回収を実施していただいているところでもあります。ご指摘のとおり、各種団体の皆様の自主的な回収活動や拠点回収、また店頭回収といった多様な資源回収のシステムの取組の啓発や拡充を図っていきますことは、大変重要であると認識をしております。今後も、自助、共助、公助の精神の下に多方面の皆様の協力をいただき、住民のコミュニケーションの活性化やごみの減量化及び資源リサイクルに繋がる取り組みを進めていきたいとこのように考えております。

2点目の誰が責任を持ってやるのかというご質問でございます。廃棄物に係る業務に

つきましては、廃棄物を適正に分別し、収集し、処分を行い、生活環境を清潔に保つことにより生活環境の保全、そしてまた公衆衛生の向上を図ることを目的としてやっているとご紹介します。中でも資源化物の拠点回収につきましては、地球温暖化対策をはじめ、資源の有効利用やごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図ることを目的といたしまして、保健環境連合会と町が共通の基本理念を基に連携と協力により一体となって効率的な運営に取り組んでいるとご紹介します。町の廃棄物の処理に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関連法を要約してみますと、町は一般廃棄物の処理の施策や計画を策定し、適正な処理と運営を町民と事業者の連携と協力によって実施をしていくと、そのようなことになっております。町民につきましては廃棄物の排出を抑制し、リサイクルなどを行い、廃棄物を分別して排出し町の施策に協力することとしてあります。事業者は、自らの責任におきまして適正に処理すること及び町の施策に協力することと定められておるところでございまして、こういった定義によりまして、資源化物の拠点回収につきましては町民の意向と理解を頂くため、長与町保健環境連合会を住民の代表と位置付けをいたしまして、今後につきましても、共通の基本理念に基づいた連携と協力を図り、改善を図りながら継続をしてまいりたいとそうに考えております。

3点目の拠点の箇所数は決まっているのかというご質問でございまして、拠点回収の数というのは町全体で何箇所、1自治会単位で何箇所という、そういった数字的な基準は定めておりませんが、現在、町全体では90か所で回収を行っております。新しい自治会の拠点回収の場所の選定につきましては、自治会と町で協議を行いまして収集トラックが入る場所及び回収に際して町民の皆様の安全面や利便性等を考慮して決定をしている状況でございまして、拠点回収の設置場所などにつきましても、今後の多様化する町や地域の状況に対応するよう、自治会や住民の皆様との対話と協議を行いながら、よりよい回収環境の改善に今後とも努めてまいりたいとそうに考えております。

次、4点目の事故発生時の賠償問題を明示すべきではないかという質問でございまして、まず、条例化につきましては、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、こういったものが制定をされております。その中で、土地又は建物の占有者に対しまして、その土地又は建物内の一般廃棄物をその種類に応じて分別し、所定の場所に排出するよう定めておるところでございまして、従いまして、資源化物拠点回収についても本条例で充たされているものと考えております。次に、自治会における様々な活動時の事故等の賠償問題や対応などの明示につきましては、年度初めに開催いたします自治会長会及び保健環境連合会総会時におきまして、説明資料等を作成しまして周知を図りたいと考えておりますのでご理解をいただきますようお願いいたします。

続きまして、公園の整備でございまして、3番目の1点目と2番目は関連がございまして、公園の整備計画はどうかと、高齢化が進む団地対策はどうかというご質問でございまして、今後の公園の整備計画につきましては、議員ご指摘のとおり、高齢化が進むことを鑑み、

高齢の方々が寄ってみたいなという公園づくりも併せて目指して参りたいと考えております。公園遊具につきましては、現在、点検結果を基に緊急性の高い遊具から補修を行っているところでございますけれども、撤去が必要な遊具については、自治会等のご意向を伺い、皆様のニーズに合わせた遊具に更新していきたいと考えております。

また、東屋を含む環境整備につきましては、各公園の利用状況と新しい施設の必要性も考慮しつつ、自治会等の意向を伺いながら、皆様とともに憩いの空間と安全で安心して利用できる公園づくりを目指して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今、答弁を受けました。大きな項目の職員増の方から再度質問してまいりますけれども。結局、定数増というのがなってるわけですね。今までは定数の中で辞めたから採用する、そういうことではないわけですね。だから新たな財政の変化なしとか、そういう答弁があったわけですが、定数を増ということは、今までの200なら200から、今度11名だから、それだけの分のアップはあると、当然、私は思うわけですが、今の町長のあれでいくと、新たな財源は必要なしと私は聞いたわけですが、定数増があるということはもうそこで、12月議会で11名のあれをはっきりと明示されてきたわけです。だから平均700万にして、単純に計算して7,700万と僕たちは考えるわけですが、町長の答弁であれば、退職されて何人かおったから、そういうことの答弁だったわけです。それやったら今までの定数の中でのあれだから、僕は心配してないわけですが、増ということはそれだけ人が増えてくるわけですので、ちょっと心配して再度、12月で聞いたけども、改めて確認していきたいということで質問しとるわけです。ちょっとそこのところよろしくお願いします。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

12月で答弁いたしました職員1人当たり700万というのは、ちょっと我々の説明不足で、700万というのは生涯賃金を年数で割った1人に係る共済も含めた町が出す分も含めた額でございます。新規職員を1人入れた場合に、全部含めた場合に係る額というのは、今計算して440万でございます。退職者1人当たり今かかる額が1,000万、そこに差が大体550万ぐらい出てきます。そういったのもいろいろ計算しまして、新たな持ち出しはないということで答弁させていただきました。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

単純に今までの定数を仮に200なら200としますよね、その範囲内で退職したと

か、その補充するのは分かるわけです。当然それは僕らもあまり心配しないわけです。当然それでやってきとるわけだから。だから、はっきりと11名の増員の議案が提出されたわけです。だから2つ先まで行きますけども、何か事業があつて増えるかなと思つたりしておるわけですが。増えるからには今までの定数よりも僕は増えると思つておるわけですよ。だから、それあたりの700万ぐらい、ちょっと違つていたらそれでいいですけども、それぐらいの人を増員していく予定でしょうから、その財源は単純に計算してその時では約7,000万ぐらい頭にあるわけです。当然先々ではほかのとも含めて退職を含めてアップするわけだから、ひょっとしたら700万ぐらいなるか分からんですけども。だから、全然財源に変化がないというのが腑に落ちるので、再度僕から、ちょっと分からないわけですが、増するという事は増えてくると思うわけです。人も増えるわけだからお金は要ると思うわけです。そのところお願いします。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。今の質問は、総労務費でどれだけ増えたか下がったか、その質問でよろしいですか。

その趣旨で総務部長、回答をお願いします。

○総務部長（荒木重臣君）

定数で11名お願いしておりますけど、その11名を即入れるわけではございません。今現在228名です。で、途中退職が2人あつて、定年で7名、もう1人ありますので10名出て、今回新規採用で10名入れるようにしていますので、その分はプラスマイナス変わりません。再任用で常勤で残る職員、あとは短期の職員、これは定数に入りませんので、常勤の職員はもちろん定数に上がってきています。その分は実質上定数からいけば増える形になります。今回考えた時に、多分プラス1から2ぐらい、来年度は行くんじゃないかなということで今予想をしております。その分を財政、人件費等と計算いたしましても、退職者、新規採用職員、その差等々ありますのでプラスの人件費はまらず出てこないということでございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

1人か2人と今採用、11名にしとつてからという言い方に聞こえたんですけども、11名というのは何をもって、必要でないけれども11名を定数増をしときたいということなんですか。僕はやっぱり何かの何の事業するのかとか聞きますけども、なぜその11名という定数増をしたのかというのが、12月から尋ねとつたとは、今までも機械化とかやってきて、いろいろ事務の効率化とかやってきて、なぜ11名がそこに提案されたのかというのが分からないわけです。まずそのところが、そのためやっぱりお金がいるんじゃないかと。今までの定数内で退職された方がひょっとしたら高かった、新規の人が安いから分からんから増えないというのは分かるけれども、その定数内の範囲内

でのことだから、それは。11名というのは数字を上げて提案されたわけです。だからひどく12月の時からそんなにいるのか、いくら財源があるのかということ聞いてきたわけです。元に戻って11名というのはどういうことで、何かの新規事業をやるからこれだけの人数がいると、今までの人数よりも必要ですよ。これだけの事業をやるから、ひょっとしたら何か寄付金事業なんかやるけん、特別にこれが1人ずっと常駐させとかないかんからいるとか、そういう具体的なあれがあったから、僕はそういうのが提案されてきて審議してきたと思うわけです。その11名というのはなぜ11名なのか、ちょっと元に戻るけれども、そここのところをお願いします。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

今回の定数をお願いした最大の理由というのは、職員の健康面を配慮してお願いしたものでございます。その11名でございますけど、12月議会をお願いした時も申しましたけど、定員管理診断というものでございまして、長与町、それでいきますと全体でいってもまだ76名足りないという診断が出ております。これはもう到底かけ離れた数字でございます。11名としたのが、教育委員会が2名、町長部局が9名でお願いして、いろいろこう勘案して時間外がずっと減らないところ、これはもう我々もずっと機構改革とか行政改革に取り組んできて、人事異動等々も行いながらやってきたんですけど、限界まできている職員が結構出てきていると。そういった面を配慮してお願いした数字でございます。福祉部門、建設部門等々一気に増やすわけではございませんけど、周りを見ながらやっていきたいとは思っております。そういうことでございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

結局今年、29年度に1人か2人かと言ったけども最終的にそれぐらいになってくるわけでしょう。今、総務なら総務に残業が多いから1人増やさんばいかん、福祉に2人増やさんばいかん、あるいは教育委員会に初めから2人でもう決まっていますよね、表示されているから。そういう具合にして増やしていくわけでしょう、結局は。それで、11名にして財源もその範囲内で、僕はよく理解できんとですけど、最終的にやっぱり今の答弁のように職員の残業が多いとか先々ひょっとしたら知らない間に、今度はここでは分からないわけだから。もう定数を11名と決まったからその範囲でやってますと言われれば。ぼこっと次年度かあるいは途中からでもするか分からないわけだから。だから私が心配して12月議会でもおかしいんじゃないかって。そういうことを尋ねてきて今回におけるわけですけども。結局はやっぱり11名を最終的にはするわけでしょう。どうなんですか、そここのところは。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

最終的に11名をするというか、状況を見ながら判断していかなくてはいけないと思っております。そこに再任用の問題も出てきますので、その再任用の人間、これは一時まだ多いですから、それをどこに張りつけ、そういったのも勘案しながらやっていかなくてはいけませんので、先ほどから言ってますけど最終的に11名、枠ではないですけど余裕を取らせていただいておりますけど、そういった点を勘案しながらやっていくのが人事だと思っておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

理解はお互いしながらやっていかんばいかんけんね。だからそこにはっきりと11名と出てるもんだから、先ほどから言うように福祉部門に2人とか教育部門に2人とはっきり出とった。総務部門にとかそういうのが出てくると、ひょっとしたら二年の間に増えたとか、事務量が増えたとか、納得がいかないところが、はっきりとだから定数の増員を求めてきたわけだから、まあこれ可決しとるけども、OKしとるけども、先のことが僕としてはじゃあ安易にそういうことがいくような気がするわけです。常々条例でも議会でOKもらったから、理事者側の範囲内のできるわけだから、一人一人増員しますとか出てこないわけだから。ひょこっとしたらひゅって出てくるか分からない、そういうちょっと懸念があるわけです、1回増員しとけば。結局、2番目の何か特別な新規事業をやる、それに1人2人充てるとか、この部門にこの事業を新規にやるから、どうしても人手が足らんから、ただ残業だけじゃなくて充てるとか何かその新規事業があるんですか。お願いします。

○議長（内村博法議員）

総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

新規事業といいますか、今、全庁的にマイナンバーの制度に係るもので国からの情報連携に関連したいろいろな政策等々の検討とか、例えば避難行動要支援者の管理事業、そして、子育て世代の包括支援センターの設置とか、また健康保険関係で県と財政面での統一した管理を行うための新たな国民健康保険制度の取り組みとかまた健康増進に関する事業などもやっていこうと考えております。また、これに伴いまして事業の制度の改正等もあっております。この事業の改正が事業のスリム化がされれば良いんですけど、なかなかそういうことが見込まれないで、反対に事務量の増加と煩雑化が伴ってきているという状況でございます。こういうことを考えまして、今回、職員の定数の増もお願いしているところでございます。これに伴う適切な人事の配置とか増員とかも考えていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今、具体的に少し出てきたから分かるけれども、求める根拠というのがあって11名が出てきたと思う。では教育委員会2名とはっきり出とったですね。だから2名というのは何か根拠としてあるんですか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

教育委員会の2名ということで計画していただいておりますけども、2名が適切なのかというのはちょっと私も判断しかねますけども、今の教育委員会内の特に生涯学習関係におきましては、1名の職員がいくつもの担当をしていたり、どうしても土日に行事がございますので、そういうものに出ます。そうすることによって代休といたしまして、休ませていただきます。そういう形で2名増員していただければだいぶ職員の健康管理面もクリアできてまいると思います。また、それによって新たな事業をやろうという職員がいるんなことを考えてくると思います。そういう形で2名を増員していただければ、また新たな事業等も展開ができるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

そういう具合に結局今までもずっと関連してくるけども、いろんな仕事の中で機械化とかパートとかあるいは委託とかしてきているわけです。その範囲内で努力してきておる中で確かに事務量等々出てきつつあると思います。だがしかし11名ともものすごく大きな人数であるもんだから、新規事業等をやって、こういうのが結局やっぱり先々には今その400万ぐらいか少ないか分からんけど、先々やっぱり11名がだんだんいけば結構やっぱりなってくると思うんですよ。すると大きな財源になり、今の場合だったらまだ金額的には退職した人たちの範囲内でできるか分からんという答弁があったですけども、しかし先々にはやっぱり大きな給料として出ていくと思うわけです。そうすると単純に計算して7,000万ぐらいなるのではないかと計算するわけです。はっきり言って。そういうのが結局町民のためにどういう形で町民の幸せにはね返ってくるかというのがやっぱり大事なことになると思うわけです。ただ職員を入れれば良いってもんじゃなくしてですね。そういうのが少しずつ分かってきたわけですけども。今の場合の福祉部門がそういうのに入ってくるのかなっていう気もするわけですけども。大体分かったような感じでおるわけですけども。再度お尋ねしますけども、財源的にはアップしないと捉えて良いんですか。再度、尋ねます。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

ご指摘のように、人員が増えれば増えることになるというか、それよりも退職者もいらっしゃいます。退職者が退職されて新規で、本来であれば、今の人件費が将来的には減っていかねばいけないんですけども、大幅には減らないんじゃないかなというふうに思います。結局退職したら、退職者の補充として新規採用を240名の定数の中で動きますので、吉岡議員ご指摘のようにそれだけ増えれば増える。ただしその増えるのは、今の人件費の中で減の部分があって、その中で一定、現状240名になればその11名分もありますけども、11名がすべて再任用とか新規ということで、一定その範囲の中で、我々とすれば収まっていけるんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

分かりました。しかし、増えるのは増えると思うけど、それでいいです。

2番目について聞きますけども、私もこの資源化というのは良いことは良いんですけども、やっぱり負担があってるから常々言っているわけです。うちの今自治会でもいろいろ揉めてるわけですけども。今、保環連とやってるけれども、業者も取りに来てやっとなるわけですけども、だからこれ、誰がやっても大体良いと思うんですけど、どうですか。自治会専用でやるというではなくして、どうですか。資源のことです。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

誰がやっても良いというのは、許可を得られた業者、そういった方はそういった方でお仕事としてやられるのは、適法な範囲の中であれば問題ないと考えております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

別の今度は自治会なら自治会に今お願いしてるけども、子ども会がやっても良いとかそういうことも僕は良いと思うんですけど、どうですか。他の団体とか一生懸命やる団体とかメンバーがいれば。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

今現在、自治会の加入率とか子ども会の加入率で、議員おっしゃられる集団回収、ボランティアでの回収の数の減少が発生しております。ただし、そういった集団回収も厳しい状況でありますけども、拠点の回収、それから一部でありますけども店頭スーパー等の自主回収、それから議員が言われる集団回収、自治会とか子ども会の回収のいろんなチャンネルがあると思います。そういったのもなかなか厳しい状況ですけども、活性化が図れるような取り組みを行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

この拠点回収の場所というか、先ほど町長は大きな町の範囲内で言ったですけども、1つの自治会で最低1か所設置しなくてはならないとか、そういう基準か何か、あるいはそれこそ条例化になってないけども、設置基準か何かあるんですか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

先ほど町長答弁でもお伝えしたとおり、特に決めておりません。基本は、自治会の役員とか住民の方の意見を十分に集約し、安全な場所、それから回収するトラックが入りやすい場所等を選定しております。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

僕の考えからすると拠点の場所はなくても、言うなれば目的は拠点の場所を作るんじゃないかと、常々皆さん方や町長が言ってるように、資源化とか環境問題とかそういうのが私は第一の目的と思うんです。その拠点をするのが目的でないと思うわけです。だから、拠点がなくてもそういうのに向かっていく資源化とか環境とか、いろんな再利用とか私はそれができれば良いと思うんです、拠点をなくしても。そういうところはどうか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

拠点回収については、現在、町としても長与町の保健環境連合会ともずっと協議をして、現在の方針でやっていこうというふうな共通の確認、理念のもとに継続して拠点回収をやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

だから、最大の目的は拠点じゃなくして、拠点がなくても良い方策を町側も考える能力がなからんばいけないわけです。はっきり言って。要は最大の目的は、地球を全体大きく見た中での1地方の自治体とか、あるいは自治会とか住民の仕事としてそういうことに向かっていく、それは大事なことから。僕が言っているのは、拠点がなくてもそういう方向に向かっていけば、本来の目的である温暖化対策とか再利用とか、いろんなそういう良いことばかり皆さんが言ってるから、それに向かっていけるんじゃないかと私は言ってるわけ。そういうのは行政側が提案する能力を持つとかんばいかんじゃないですかと私は言うわけですけども、なくてもできると思うんです。どうなんですか、できないですか、そういうのに向かって。拠点を1か所、そこにわざわざ持ってこさせて、しなくても、そういう大きな問題に対する取り組みは僕はできると思うわけです。それを皆さん方が提案する能力を出せば良いわけですけども、そういうのは持つとらんわけですか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

他の自治体等いろいろ参考にしながら研究を重ねております。それと自治会の方とも、いろいろとその現状等のお話を聞きながら、自治会の皆さんのご意見、拠点は拠点でコミュニケーションの活性化等、それから声かけとか、いろんなプラスのメリットの部分も多々あるということで、今のところ、これを継続していこうというのが当面の考えでございます。もちろん拠点のデメリットもございます。そういったものも両方勘案しながら、経費面、そういったものも勘案しながら、まず住民の皆さんと協力をしていきながら、貴重なご意見を十分に取り入れながら、いろんなチャンネル、他の取り組みも取り組みながら継続して実施していきたいと考えています。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

絆とかコミュニケーションとか、良いことばかりしかあなた達は言わないでしょ。だから、ごみという大きな問題の中で、一合升みたいなちょこちょことしたその拠点の問題だけ一生懸命やって、やった、やったと言って、僕が言ってる一合升とか歯磨きとか仲人とか、良いことばかりしか言わないわけです。今の状況が、どういう地域の問題が。結局はストアとかに持って行く人達もおるでしょ。それとかちゃんと資格をもった業者が回ってきてそこに。僕もそうしとつとです、はっきり言って初めから。言うてるけども。今日も出してきた。やっぱりそういう住民の、確かにそれを求める人もおるか分からない。そうでない人も負担がかかっておる。そういうのやっぱりあんたたちが、行政側が町長以下、日本一の幸福を与えるためには、どういうシステムであつたら本当に住民のためになるかって、そしてそういう地球温暖化とか再利用とか環境対策とか、

きれいなものを出すとか、今度それに向かっていくのが我々の仕事なんです。そういうところは分かってから町長も日本一という言葉を使ってもらいたかわけです。それで、条例化ということなぜ私がこれをするかという、それによっちはっきりと責任の明確さが出てくるわけです。ひょっとしたら、これに違反したら罰則を設けるとか、いろんな対策もできるわけです。特に、何回も言うけども賠償、普通のごみステーションに出すのはそういうことはないけども、これは1つの大きな自治会なら自治会に与えられた、町が保環連、保環連というそういう隠れ蓑にしているけども、全部行政側がやらせている事業なんです、はっきり言って。今度は賠償問題が発生してくるわけです。ただ単なる怪我ならいいけれども、何回も言ってきているように、あんたたちの方はやらせたか分からんけど賠償問題というのは総務関係になってくるわけでも、約款上は車による賠償責任、これは持たないことになってるわけでしょう。知ってるかどうか知らんけど。ちょこちょこっと自治会長会の時に、今それ載っとらんでしょう、その表現は。そういうところはひどく危ないわけです。今までも中尾城公園なんかでもいろんな問題で賠償問題が発生してきておるわけでしょうが。これは全住民が対象になる事故なんですよ。そういうことをやっぱり分かっているかと、やらせるだけで良いことばかり仲人さんみたいに良いことばかり言うてやらせようとしておるけれども、やっぱりよく中身は分かかってからやっついていかんと、大ごとになるって私はずっと初めから言うてきているわけです。これはね。そういうことを再度、僕もこういうことばかり言いたくないけども、本当に町民のためを思った事業なのかと私が言うてるわけです。条例化していけば、はっきりそういうことも分かるんじゃないかと、これがね。再度聞きますけども、町長、条例してからはっきりと住民のためにやっついていくという気はないですか。

○議長（内村博法議員）

久松住民福祉部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

条例化のご質問でございますけども、先ほど町長の方からも答弁いたしましたように、長与町の方では廃棄物及び清掃に関する条例というのを作っております。もう1つ、環境美化条例、この2つの条例がございます。両方とも町民の清潔保持、町内の清潔保持とかそういったものを目的として作っておりますけども、その中に先ほどからも申し上げておりますとおり、土地の占有者、その家に住んでいらっしゃる方とか、こういった方につきましては町の方が作ります一般廃棄物の処理計画こういったものに対して、こういう施策に協力をしなければならないとか、町民の責務、町の責務というものを定めておるところでございます。今回の拠点回収の場所につきましても、通常皆様方がお出しになっているごみステーションにしましても、その場所に町民の皆様が持ち寄るといったものにつきましては同じというふうに考えております。その中で、仮に途中運んでおられる時に道路で転んで怪我されたとか、こういったものになりますと、今度はよほど町の道路の施工または管理、こういったものについて責任がある場合については、先

ほど議員がおっしゃるように、賠償責任とかという問題もあろうかと思いますが、そういった指定された場所までお出しになる分については、町民の皆様方の責任の下にお出しいただくということになろうかと思います。町はそれを適正に収集し運搬し処分をする、そういった責務を持っておるところでございます。そういった意味からいきますと、今、廃棄物の処理及び清掃に関する条例、そしてまた環境美化条例、こういった2つの条例が制定されておりますので、この中で対応できるものかというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

賠償責任とか町の管理とか、そういうのは分かってるわけ、その条例が他にあるというのね。車で事業としてさせておいてここに持って行きなさい、ごみステーションはまだ近くだからそこまでは住民は言わないけども、町が、あんたたちは保環連、保環連と言うけれども、町が1か所、2か所にさせているわけです。だから拠点は無いほうでも良いんじゃないかと私が言うのはそういうところにあるわけ。そこに持っていきなさいとそれは1つの事業になってるわけですよ。ただ単なる普通の住民の協力ではないわけです。もう1つの事業に対する大きな責任があるわけです。自治会にしても町にしても。だから、車による賠償責任ということは弁償のことです。ぶつけたけん払いなさいとか、それが賠償責任、ご存じだと思いますけれども。その場合は、約款上は、入ってる自治会保険なら自治会保険を使っても良いわけですけども、それは持たないとなっているというのをずっと言ってるわけです。知ってるでしょ、皆さん方も総務関係の方も。そしたら誰が責任を持つのか。町長も持たないと毎回言っている、それぞれ自治会に責任を持たすとかと私はずっと言ってきている。1、2万だったらひよっとしたら良いか分からんけれども、そういうものがまだ解決されてないわけですよ、はっきり言って。そういうものを分からずおって、よかことよかことばかり言うという良いのかと私は言ってるわけです。1つの事業としてやらせてるわけです。そういうのは、再度聞きますけど、もう同じことを聞きたくないけれども言いたくないけれども、誰がそういう時に責任を持って負担するのか。保険で出る場合もあるか分からん、出ない場合もあるか分からん、そういうのが常に何でも危機管理を持っておかないといけないというのが私の言い分になるわけです。よくそのところ考えてとってください。

公園の方に入るけども、公園の方に。いろんな形の公園の、それこそ町内のいろいろ検討しながらやってきたと思います。特に団地の高齢化になってきた時に、一生懸命、地域の公園で高齢者の人たちも遊んでおられるわけ。特に今ニュータウンに住んでいるから、他の東、西の団地の公園もきれいになっているようだけれども、北公園の方はどうしてもネット側が高いわけです。水が逆流して捌けないわけ、どべどべして。またよく沼にあるような何て言うかな、海端にあるようなどべどべしたようなのが発生してく

るわけです。そういうのを解決してやらんばいかんというのが私の希望ですけれども、それと、こちらの方はちょっと広いから1つの大きな健康的な遊びとかそういうものでやっていきたいなど、やってくれば良いなって。あと、防災センターの方は癒しの場所として一帯の人たちが、東、西全てあそこに寄って集まれば、ちょっと休んで語られる場所に、なかなか家に行きにくいからどうかとか。1回言ったけども、トイレなんかでも欲しいというのがある。入り口だから設置したらどうかというのが、今後の対策としてどうですか。最後、お願いします。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。まずは水捌けの問題でございますが、水捌けにつきましては承知しております。皆様大変ご迷惑をおかけしておりますが、今、泥を入れるだけで良いものか、それともどこかに排水をした方が良いものか、それについて現在検討しております。泥を入れるだけであればすぐ終わるんですが、またびちゃびちゃなってもまた皆さんに迷惑をお掛けしますので、その辺の対策を計画しながら、今後していきたいというふうに考えております。もう1つ、東屋及びトイレにつきましては、東屋につきましては現在93公園がございますが、東屋としては7公園設置をしております。トイレにつきましては約3分の2の公園につきまして設置をしております。今後、必要性等々を勘案しながら、当然お使いをしていただくのは地元の方々でございますので、当然意向を聞きながら今後進めていきたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時31分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順2、饗庭敦子議員の①公共施設等の料金改定について、②メンタルヘルス対策についての質問を同時に許します。

5番、饗庭敦子議員。

○5番（饗庭敦子議員）

皆さんおはようございます。本日3月8日は国際女性デーでございます。男女平等と言われて久しく働き方も多様化しております。しかしながら、まだまだ男らしさ女らしさが求められているのが現状でございます。こういう固定観念に縛られなく誰もが生き

やすい社会になると良いなということをこの国際女性デーで改めて思いました。

それでは、質問に入りたいと思います。①公共施設等の料金改定について。町所有の公民館、スポーツ施設などの使用料は、昨年12月議会定例会で可決し、平成29年4月1日からの改正になります。基本的な考え方としては、公共施設の管理運営費は年々増加しており、その財源として使用料を充て、不足する分は町民の税金でまかなわれております。従来、施設使用料は一部を除き町民は免除となっております。しかしながら、施設を利用する人、利用されない人の間に負担の不公平が生じることとなり、皆様の不平等さを解消するため、施設を利用する方に税負担の公平性の確保の観点から施設管理費の一部を負担していただくため、使用料の改定の見直しに至ったとの説明を受けました。審議し議案に賛成いたしました。その後、住民の方々から賛否両論のご意見を頂き、また1月28日の議会報告会においても多くの意見をいただきました。そこで、以下の質問をいたします。1、町民への説明と周知方法について伺います。2、減免措置について伺います。3、使用料の算定方法は12月議会を確認しましたが、議会報告会で多くの意見を頂きましたので、再度、見直す考えはないか伺います。4、町長は、現在の住民からの意見をどうとらえているか伺います。5、公共施設等総合管理計画との関連はどうか伺います。

②メンタルヘルス対策について。第4次長与町行政改革大綱及び実施計画の中では、人材育成については、人材育成の推進及び職場の活性化、人事評価制度の導入が示されていますが、職場の高度化、煩雑化により職員の負担は大きくなり、大きなストレスを感じることも少なくありません。職員の健康と活力を増進するために職員に対するサポート体制の充実も大切だと思います。年度末に向かって期限に追われやすい時期でもあり、ストレスが一段と強まる恐れもあり、個々のストレス抵抗力が増加し、ストレス解消が適切に行われることを願いつつ、ストレス要因を少しでも弱める方策が実行されることが大切です。また、メンタルヘルス対策として、労働者がプライバシーを守られた環境の中で気兼ねなくカウンセラーに相談できる体制や自分のメンタルヘルス不調に早く気がつくことができる環境が必要と考えております。近年は、住民による行政を見る目も厳しくなっております。メンタルヘルス問題は、職員個人の資質の問題ではなく、住民に良質なサービスを提供するためにも、組織として重要な課題であると考えます。そこで長与町の取り組みについて質問いたします。1、職員の精神的な障害、病気による休暇取得の状況、治療、療養している人数をお伺いします。2、長与町の教職員の現状はどうかお伺いします。3、ストレスチェックを実施した結果についてお伺いします。4、パワハラ、セクハラ相談窓口の設置についてお伺いします。5、メンタルヘルス対策の1つに職場環境改善もありますが、長与町で取り組んでいることは何か伺います。

以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、饗庭議員のご質問にお答えをいたします。1点目のご質問でございますけれども、町民への説明と周知方法についてという質問でございます。この公共施設等の料金改定につきましては、12月議会におきましてご承認をいただいた後に、町民皆様のご意見をお聞きいたしまして、減免措置により皆様のご意見を反映させたいと考えていたところでございます。12月議会でのご承認後、1月12日にホームページにより周知を行いました。1月18日には各自治会の回覧配布により周知を行ったところでございます。そしてまた、広報ながよにより2月号から4月号へ随時掲載を予定しております。また、関係団体への説明等につきましては、2月1日に町体育協会の単位協会長へ使用料改定の説明をさせていただき、要望書の提出という形をお願いをいたしました。その後、要望書の内容等を町といたしまして検討しました。そして、減免措置を作成しその内容につきましては、ご承知のとおり2月27日、議員の皆様方には全員協議会において説明をさせていただいたところでございます。なお、翌日28日に町のスポーツ振興審議会、そしてまた町体育協会の単位協会長様へ、また、3月2日には体育施設等登録団体の皆様方へそれぞれ説明を行ってきたところでございます。

2点目の減免措置についてのご質問でございます。この減免措置につきましては、さまざまな団体と協議をさせていただいた後に作成をさせていただいたところでございます。先月の全員協議会におきましてご説明をさせていただきましたように、町体育協会、町文化協会、町自治会長連合会、町障害福祉団体、町子ども会連合会など町を統括する団体におきましては、会議室など、そしてまた体育施設等の減免率を100%といたしております。次に、町老人クラブ連合会加入の老人クラブ、町子ども会連合会加入の子供会など65歳以上の団体や小・中学生の団体が、介護予防やたくましく豊かな心を持つ青少年の育成に取り組む活動につきましては、減免率を会議室及び体育館等は50%、運動場等は70%としているところでございます。また、町体育協会に加入する単位競技協会及び自治会につきましては、会議室等及び体育館、運動場などの減免率を50%といたしているところでございます。

3点目の再度見直す考えはないかというご質問でございますけれども、公共施設等の使用料の改定に伴う条例の一部を改正する条例につきましては、議員ご承知のとおり12月議会におきましてご審議をいただき、賛成多数により可決、ご承認をいただいたものでございます。したがって、公共施設等の施設使用料の改定につきましては、見直す考え方はございません。今後とも町民の皆様にご理解をいただきますよう周知徹底を進めてまいりたいと、そのように考えております。

次に4点目の住民の意見をどう捉えているかというご質問でございますけれども、町民の皆様方のご意見については真摯に捉えております。いろんな意見があるなということで真摯に捉えております。公共施設等の施設使用料改定の周知をいたしました後に、関係団体並びに多くの町民の皆様からいろんなご意見いただいたところでございます。皆

様からいただきましたご意見を元に、この度の減免措置という形でお示しをしております。また、この度のご意見を踏まえて、そういった面では町民の皆様方の一定のご理解はいただけるものではないかと、そのように考えております。

次に5点目の公共施設等総合計画の関連でございます。公共施設等総合管理計画は、公共施設の老朽化、人口減少などによる利用需要の変化を踏まえまして、長寿命化などによる財政負担の軽減、平準化を図るとともに、施設の最適な配置の実現に向けて、今後の基本的な方針をお示しするというものでございます。

使用料につきましては、施設の利用に際しその管理運営費の一部をご負担いただくもので、管理計画とは直接的には関連はございませんけれども、しかしながら、いずれにおいても公共施設の効果的、効率的な管理運営を目指すという意味では大括りの中では関連があるものと考えております。

それから2点目のメンタルヘルス対策でございます。2番目1点目の職員の病気休暇の取得状況及び人数についてのご質問でございます。本町の職員につきましては、平成28年度中に30日以上病気休暇を取得しました職員の数は4名、また平成29年1月末現在、休職者が1名、療養中の職員は2名となっている状況でございます。

次に、2点目長与町の教職員の状況のご質問でございますけれども、長与町の教職員の現状につきましては、精神疾患による病気休暇者は現在1名でございます。この1名を含め、平成28年度に精神疾患により病気休暇を取得した教職員数は2名となっております。今後も精神的な要因で病休者が出ることを無きよう、良好な職場環境づくりを作りたいと考えております。

3点目のストレスチェックの結果でございます。本町では、職員のストレス状況を把握するとともに、心の健康保持、職場環境改善を目的といたしまして、職業性ストレス簡易調査というのを毎年実施しております。ストレスの程度、産業医によるセルフケアのためのアドバイスなどを加え、本人への調査結果をお伝えしておるところでございます。今年度、この調査を行いまして、ストレスの度合いが高いと判断されました職員は、現在のところ28名でございます。高ストレスを持っておられる方に対しましては、ストレスとの上手なつき合い方、委託医療機関の医師や産業医との面談指導を勧奨しております。また、メールやファクスを使った相談も随時受け付けておきまして、早期の対応に努めているというのが現状でございます。

4点目のパワハラ、セクハラ相談窓口の設置のご質問でございます。平成29年1月1日における男女機会均等法の改正に基づく事業所に対するマタニティ・ハラスメント防止措置が義務付けられたことに伴いまして、本町におきましても、各種ハラスメントの防止を目的といたしまして、懲戒処分の指針の中に、標準例といたしましてパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントを新たに加え改正を行っております。また、ハラスメントの防止等に関する指針につきましても、同様に整備を行ったところでございます。このハラスメントの防止などに関する指針にもありますとおり、苦情相談

窓口を総務課に設置をしております、総務課長が苦情相談を受ける職員を選任し、配置をしておるところでございます。各種のハラスメントにつきましては、苦情相談の体制やその対応など、防止及び排除に関する必要な事項を定め、良好な職場環境の促進を図っておるところでございます。

次に、5点目のメンタルヘルス対策に関する職場環境改善の取り組み等の質問でございます。これまでも取り組んでまいりましたけれども、毎年実施しております職業性ストレス簡易調査、こういったものをはじめ、産業医、衛生管理者立ち会いのもとに財団法人地方公務員安全衛生推進協会のチェック項目を基本としました職場巡視に加えまして、衛生管理者を4名に増員しました。そういうことによりまして管理体制の強化を図るということ、定期的な呼びかけや職場巡回を行うことで、職場環境のさらなる改善に努めているところでございます。この他、ストレスに対するセルフケアといたしまして、共済組合の事業の一環で行われておりますところの健康づくり研修への積極的参加、こういったものを呼びかけております。心因性の疾患を患っている職員の所属先の上司又は部下に対しましては、個別にメンタルヘルス対策に関する研修への参加を呼びかけておりまして、サポート体制の強化を図るなど、疾病の早期完治を促す取り組みを行ってまいりました。また、長時間労働者に対しましては、産業医による心身の健康保持と改善のために具体的指導によるサポートを実施しました他、職員間のコミュニケーションを密にすることで、職員のメンタルヘルスの不調の未然防止に努め、健康被害による生産性や士気の低下につながることはないよう、今後とも適正な職員の配置、業務量に見合った定員管理を図りながら、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の改善に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

では、再質問をさせていただきます。町民への説明というところで、今ご説明があり、12月議会後、1月12日にホームページ、18日に回覧板ということで、回覧板でお知らせが届いた時に、この回覧板1枚で何が説明なのかというようなご意見が町の方にも届いてるかと思っておりますけれども、こういう段取り的に最初にホームページ、回覧板、その後に説明会を開くというような考えは、どのようなところからこういう考えで行ったのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

1月12日にホームページ、1月18日には自治会回覧ということの順番につきましては、いち早く町民の方に伝えられる順序としまして、最初が12日にホームページが公開できるということ。18日に自治体の回覧があるということで、早い手段の順番で

周知を進めていきました。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

周知の方法が丁寧な説明とはかけ離れているのではないかというふうに思うんですけども、その部分が先に説明があったらこういう混乱が起きなかったのではないかと考えるんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

それにつきましては、先ほど町長の方から答弁もありましたように12月の議会にて承認をいただいた後に、住民の方への周知というようなことで考えておりました。

まず、12月議会におきまして議決を受けたということを受けまして、そういうことでホームページ及び自治会の回覧をさせていただきました。ホームページにつきましては、詳しい現行電灯使用料等も含めたところで開示をさせていただいておりますけども、自治会回覧ということでしたので、1ページに、ワンペーパーにまとめたところで回覧文書を作成しまして配布を行っております。なお、この回覧文書につきましては、皆様もご承知かと思いますが、2月及び3月の広報と同じ形式のものを配付させていただいております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私が申し上げたかったのは、丁寧な説明とはかい離してるのではないか、順番はもう十分承知いたしました。なぜこういうふうになったのかというのが、やっぱり説明の仕方というところには大きな課題があったのではないかというふうに思うんですね。一例を取り上げると、例えば丸田荘の入浴料では、入浴料が上がっているにも関わらず、次の教養娯楽室もまた上がった後に休むのにもお金を取られるのではないかと。実際はお風呂に入った人は取られないということで私たちは説明を受けておりますけれども、1枚の紙がそういう誤解も大きく、大きくなって、住民からどうしてこんなにお金を取るのかというふうになったかと思うんです。なので、その説明方法というものをもっと十分にした方が良いのではないかというのが1点、その後、もちろん議会へ2月27日に全員協議会がありました。その中でご説明いただきました。その後、団体へということでしたが、説明後、もう十分に理解を得られたというふうに思われているのか、2点お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

説明方法につきましては、先ほど言いましたとおり早い順番で住民の方に周知できる方法で行っております。それで、1月18日の自治会配布以降に、1月19日に町の体育協会の理事会において説明をさせていただきました。そのあと2月1日の町体協の単協代表者会におきまして説明をさせていただいております。2月27日には減免案を議会の全員協議会で、2月28日にはスポーツ振興審議会及び町体協の各单位協会代表者の方に説明をさせていただいております。また、3月2日に体育施設の団体登録説明会がありましたが、その場におきましても説明をさせていただいております。また、3月3日、4日、陶芸の館の利用者説明会がありましたので、その場においても説明をさせていただいております。今度、日曜日になりますけども、3月12日に2回目の体育施設団体登録説明会においても同様な説明をさせていただく予定にしております。また、住民の方に十分に理解を得られたのかというふうなご質問についてなんですけども、3月2日に体育施設利用者団体説明会を行いまして、使用料の改定及び減免措置の説明をさせていただきました。そこには登録団体239団体中、193団体の代表の方にお集まりいただいたわけなんですけども、4つから5つぐらいの団体の方からは反対意見がありました。ほとんどのその他、反対意見等がございませんでしたので、多数の団体の方には納得していただいたものというふうなことで考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

納得していただいたものということで理解をしたいと思います。では、この値上げするところと検討されて、決定をされたのだと思うんですね。12月議会に上がってきました。この期間がどれくらいなのかというのを確認したいので、いつの時点で値上げを検討するに至り、それから時系列に並べるとどこで決定して12月議会に上がったのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

それにつきましては、5月の部長会で決定といいますか、方向づけがなされまして、その後、各体育館、会議室等の使用料の調査といいますか、運営費等の調査を行いまして、その後、所管の部課長等で協議を行いまして、最終的には12月議会に上程させていただいております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

5月から検討してということだと思っております。こういうふうな重要な案件に関して

は前広にさせていただき、唐突にならないためにはやはり意見交換が必要であったのではないかと思うんですけれども、そのあたりは意見交換会を開かなかった理由も含めてどのように考えておられるのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

どうして意見交換会等をしなかったかということでございますが、実際に皆様にお示しできるような品物ができたのが、正直なところ11月になってからです。最終的な、極端に申しますと12月議会に間に合わせるために、そこまでちょっと揉んできたということもあります。その点につきましては、ご説明、協議等は地元の方、それなり団体等との協議ができてなかったのは、やはり反省するべき点ではというふうには考えております。ただ、私どもといたしましても、平成24年、平成25年には、スポーツ振興審議会の方に私どもが体育施設の使用料の改正をお願いしたいということで、その内容的なものをほとんど最初にお出したものはそんなに内容的には変わらなかったんですけども、そういう形で少しずつはお話をさせていただいてきた経緯はございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

12月議会にぎりぎりだったら、12月ではなくても良かったのかなと若干思うところでもありますけれども、平成24年、25年、スポーツ審議会にかけたということなので、これも平成28年もかけたら良かったのかなと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

10月の段階で2回目のスポーツ振興審議会を開催していただいたということで記憶してるところなんですけども、その段階では先ほど次長がお話ししましたとおり、案ということではまだ策定できてなかったということで、スポーツ振興審議会の方にはお示しできなかった状況でございます。それにつきましては先ほど説明いたしましたが、2月の28日に改めて報告、減免案を含めたところで報告をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

説明の順番が若干逆ではないかという点もございますので、今後、重要な案件に関しては、じっくり住民の意見を聞いていただければというふうに思います。その中で減免措置ということで、いろんな形で拡大されていると理解しております。この拡大し

たことが12月の条例議案の時に考えておられたのか、その後、住民のご意見をいただいて変えられたのか確認したいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

それにつきましては、先ほど町長の答弁の方からありましたとおり12月の議会議決後に住民の方の声をお聞きした上で、今回の減免措置をとらせていただいております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その中でかなり減免をして、対象団体も拡大されているかと思います。この間全協の中でも出ましたが、対象外になる団体がどれくらいあるのか、全協の中で明確になっていないということでしたので、ここでお聞きしたいと思いますので、どれくらいあって、それが全体の何%になるのかお聞きします。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

すいません。確たる集計はしていないところがございますが、体育施設の団体で言いますと今回、減免対象になる団体、登録団体が239団体なんですけども、この団体のうち高齢者の団体、65歳以上の団体が19団体、そして中学生以下の団体が40団体というふうなことになっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ということは、それを差し引くと180ぐらいの団体は減免に値しないということでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

現在、登録されてます体育施設団体の分につきましては、そういうことになるかと思えます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その中で住民の方から聞かれたんですけど、65歳以上構成する団体という中に、大体65歳なんだけど60歳の人もあるよね、62歳の人もあるよね、そんな時どうした

ら良いんだろうと聞かれたのがあるんですが、その場合はどうなるのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

構成の割合につきましては、65歳以上が6割以上というふうなことで考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

理解しました。今回いろんな改正があって、すごく減免措置をしたことは、すごく評価できるのですが、その一方で財源確保、財政健全化ということで出されてるかと思うんです。その目的にするとちょっと違うのではないかというところで、非常に悩ましいかなと思うんですね。私たちも12月議会で賛成をしたのはそれもあるけれども、断腸の思いで賛成したというのは事実でありますので、こういうふうになってくると財源確保とこの減免のバランスというものをどう考えておられるのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃるとおり12月議会では、1,900万ほどの収入増になろうということで想定をいたしました。今回の減免関係を考慮いたしまして半分ぐらいであるということで全員協議会の時にご説明をさせていただきました。その金額ですけれども、実際、今回の当初予算の中に含めさせていただいているのが、858万9,000円ほどが増収分になろうかと思えます。その分の800万の増収がやはり36%増ぐらいは確保できているというふうに思っています。これが必ずしもクリアできるだけの金額かと言われるれば疑問が残りますけれども、少しずつでも収入増ということは、一歩進んだのかと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

一歩進んだと捉えるとそうであるかなともちょっと思います。その中で、今後もいろんな要望は随時出てくるかと思うんですね。そのあたりではどのように対応するのかと、見直しも必要かと思うんですね。減免措置に関して、要望も含めて。それをどのようにしていくのかというのを伺います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

12月議会で皆様からご承認をいただいた案件で、また、今回の減免案もお示しておりますので、これを示した以上はすぐいろんなご意見をいただいたからといって変えることではなく、最低でも1年間はこういう形で執行をさせていただきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今後も見直しが必要な場合は、住民の声を聞きながら見直しをしていただければと思います。次に使用料の算定方法を見直す考えはないということで答弁だったかというふうに理解しておりますが、議会報告会の中でのご意見でもあったのですが、稼働率を考えると、平日とか土日祝日とかは分けて考えるべきではないかと。やっぱり多い時には使用料払ってもいいけど、平日空いているのにグランド遊ばせとくのはもったいないんじゃないかというご意見もおありだったようなので、その辺も含めて考える気がないのか、再度、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

先ほどもご説明いたしましたように、この案をころころ変えるわけにはまいりませんので、最低1年間はそのまま行かせていただきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ころころということではないので、意見として受け取っていただければ良いかなというふうに思います。では、町長がどんなふうに捉えてるかっていうのは真摯に捉えてみると、一定のご理解をいただいたということでもございました。23年からずっと検討していたのをここで判断した町長の決断力というのはすごく評価できるかと思うんですが、町長として当初からの計画と若干揺らいだ、金額的にいくと先ほど言われたように半分になっておりますが、町長としてそのあたりをどのように捉えているかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今まで無料であったところを有料化するというので、町民の皆様方にはご負担をかけますので、そういった面で非常に私も心苦しさはあります。ただ、とは言いましてもこの時代的に右肩下がりの時代というところで、その施設の維持管理は、当然、長与町でやるわけでもございますけども、その一部を利用している方々に負担をしていただいて、その施設を新しいものにして、また次の方々に使っていただくというようなことでござ

います。こういった形でいただいたお金につきましては、また、施設の維持のために還元いたしますので、そういった意味で考えていただければと思っています。これにつきましては、先ほどスポーツ審議会は、24年、25年ということでお出ししておりますけども、実は、長与町の行政改革大綱の中では、2006年、平成18年からこれはずっと考えてきておりまして、公平性の確保、そして施設使用の適正化、自主財源の確保ということで、この3点はずっと協議されてきたことをごさいますて、やはりこれは何とか道筋をつけないといけないというようなことで、私も大変心苦しい部分はありましたけども、こういう形でさせていただいて、新しい施設でみなさん方スポーツを楽しんでいただく。そうであればこういう形で進めさせていただくのは、大変私は嬉しく思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それでは公共施設等総合管理計画との関連で、大きくは関連性はそんなにないということではございましたが、使用料は町民の皆さんから負担していただくことにより修繕は早目に行えるかなというご説明を前回いただいたかと思うのですが、この修繕の部分と老朽化してる部分という分で、早く修繕してもらえることが希望なんですけれども、どういうふうにリンクするのか、大きくはリンクしないけど全くかけ離れるのか、そのあたりを教えてください。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まずは公共施設等総合管理計画ですけども、これにつきましては、主に老朽化対策、人口減少等による利用需要の変化に対応するというところで、施設そのものの建物、いわゆるハード面の管理という点で、今後の方針をお示したものでございます。使用料につきましては、その施設で提供されるサービス、この利用に対して一定皆様から受益者負担ということで負担をいただくという考えでございまして、これについては、今、ご指摘のとおり修繕料の他、光熱水費ですとか需要費等に年間の運営コストとして、そこへ充当をしていくということでございます。ですので、まずは公共施設の管理計画については、長期的な視点でハードの建て替えですとか、延命措置、長寿命化を図っていく。こうした考えのもとでございます。修繕につきましても、老朽化を、長寿命化といいますか、長く使うために早目に修繕をしていくということですので、大きく考えると使用料も関連はしてくる。一方で、その目的が異なるということで直接は関係ないのご答弁を申し上げたところでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

では、この使用料を住民からいただくので、今後、使い道、今言われた光熱費とかも含めて使い道というものを明確にする必要があるかと思うんですけども、このあたりは、今後のことでしょうかけれども、どのように住民へ伝えていくのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

新しい収入の使い道につきましては、現在の各施設の維持管理費の方に充てさせていただきたいと考えております。ただ、その分財源が余りますといたしますか、そういったものについては、他の公共サービスの方に財源が充当されるであろうかとか考えてますので、そういうことで住民の方のサービスが少しでも向上できるのではないかというふうなことで考えております。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今、課長が申し上げましたように使用料は全額充当いたしますので、そういう分の内容の説明は、今度の広報等の中に減免措置を広報でお示ししなくちゃいけないようになりますので、その中でいただきました使用料につきましては、全額、施設の維持管理の方へ充当させていただきますというような内容を織り込んで、皆様の方に周知をさせていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

減免措置も含めて周知をまた公表していくという形でお願いしたいというふうに思います。今回のこの公共施設料金につきましては、私ども多くの議員も地元の会合の折りとか、いろんなお会いするたびに町民の皆様から厳しいお叱りを受けております。今回、請願も提出されておりますし、今後、署名活動もというようなご意見もいただいております。その中で、やはり町長の掲げる幸福度日本一の町というのを目指していくためには、やはり十分に住民の皆様にご意見をいただく。協力し協働しながらまちづくりを進めなければいけないかというふうに思いますので、町長が考える長与町がより住みやすい町になるためにも、今後も多くの住民の方々に耳を傾けていただきながら、幸福度日本一になることを期待し、次の質問に移りたいと思います。

では、メンタルヘルス対策のところでございますけれども、先ほど平成28年度4名、平成29年度休職1名、療養2名ということでございましたが、今後の職場復帰支援というところでは、どのような対策を取られておられるのか、職場復帰支援が十分なのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

職場復帰といいますか、先ほどの町長の答弁でもありましたとおり、例えば職場内のメンタルヘルスで悩んでいる方とかおります所属長、例えばその職員などに研修、メンタルヘルスマネジメントの研修等を受けさせて、メンタルヘルスに関しての対応策、そういうのを勉強していただいて、メンタルヘルスにかかりそうな職員等のサポートといいますか、そういう体制を取らせていただいているところでございます。あと休職者に対する職場復帰のプログラムということでございますが、こちらの方、職場復帰プログラムに基づいて、産業医等を含めたところでプログラムに沿って職場復帰できるような体制を取っているところでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

体制が十分に取られていて、十分に活用しているのかを聞いたかったんですよね。そのあたりが本当に復帰に向けて活用できているのかというのを聞いたかったんですが、それとあわせて今、人事異動前に皆さんストレスがかなり高くなってる状況かと思えます。そのあたりを担当課としては、どのように捉えメンタルヘルス対策として何を考えているのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

確かに時間外等業務量が多いところは、確かにストレスをたくさん持つてる方もいらっしゃると思います。現在、ストレスチェックを行う上で、時間外が多い箇所とメンタルヘルスを持っている方というのは、必ずしも一致してるところではございません。このストレスを抱えている職員、今後、人事異動等で例えば業務量が多くなりそうなところは、適切な人事配置を行いながら業務量、時間外等業務量、勘案をしたところで、人事異動、職員の配置等を考えていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私が聞いたことと若干違うのかなと思いますが、ちょっと時間があまりないので次に移りたいと思いますが、メンタルヘルス対策は、日ごろからの対策が非常に重要でありまして、職員の皆さんにどれだけご理解いただくかということかと思えますので、日ごろからぜひ取り組んでいただきたい。

次の教職員の現状ということで、今、休暇が1名で、療養が教職員で2名とおっしゃ

ったかというふうにしてますが、教職員のメンタル不調は全国的にも非常に高いものでございまして、長与町では比較的対策ができてののかなと理解はしますが、本来はゼロであってほしいと思うんですね。そうした場合に、長時間労働がかなりかかってきているのが原因になっている場合も多いのですが、前回、学校の開錠と施錠はセキュリティシステムで管理してるとお聞きしていますが、その中で残業時間をどんなふう
に把握してるといふのを伺います。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

各学校における施錠、開錠の時間で学校にいる時間というのは特定できます。それが長いと、今度は各職員が残っている可能性が高いと。それぞれの学校には公務を処理する用の個人パソコンを各教職員が持っています。そのスイッチを入れた時間とスイッチを切った時間を各学校ごとにトータルできるようなシステムを組んでおりまして、そのことによってそれを持って、同じ先生が長く、1か月間ずっと勤務しているとか、そういうようなところは把握するように努めているところです。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それが具体的に把握できているのかが1点と、合わせてメンタルヘルス対策というのは行われてると思うのですが、今回、具体的な内容とどういう教職員を対象にしてされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

1つ目の方ちょっと聞き漏らしたので、2つ目からお答えしたいと思います。2つ目のご質問のメンタルヘルスチェックについては、学校においては50人以上の教職員がいるところを対象にメンタルヘルスチェックをしなければならないということになっておりますが、長与町においては全ての県費教職員についてストレスチェックを共済組合のシステムを使って行っているところです。それが今年度からで、結果が出たのが2月なんですけれども、その結果の中では概ね特記事項なしというような形での評価はいただいているところです。ただ、高ストレス者っていうのが数パーセントいるということは確認できてはいますが、病院受診とかそういう重篤な状況まではなっていないという現状です。パソコンでのチェックについてですけども、それを毎回、毎回、こちらに提出させるようなことはしてませんが、学校長が毎月確認できるようにしております。その上で、実は学校産業医も長与町は配置いただいております、その方との受診を勧奨するような仕組みを作っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

この長時間労働は、かなり大きな問題に今なってるかと思imasので、学校長ももちろん把握されてるかと思うんですけども、やはり教育委員会の中でも把握する必要があるのではないかというふうに思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

もうご指摘のとおりかと思imas。月々に確認はしてはおりませんが、例年、学校訪問いたしまして、それぞれの諸帳簿等をあたる学校訪問というのを行いますが、その中で勤務記録を必ず出させて、それに対してどういう対応をしたのかというところの確認までしか今のところ行ってないなので、今後、検討させていただきたいと思imas。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ぜひ検討していただき、学校訪問していただきたい。現状は、学校訪問というのはどれくらいの割合でされておられますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

定型というか、学校訪問と銘打つてのそういう諸帳簿を当たったりとかというのは年に1回です。ただし、コンパクトな町ですので、随時さまざまな案件がある時であるとか、気になる子供の情報が必要な時であるとか、さまざまな機会に学校を訪れるますので、そういう機会を活用することも検討の内側として考えてまいりたいと思imas。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

やっぱり学校の現状を知るには学校訪問が必要かと思うので、できれば1か月に1回、多忙でいらっしやるかもしれませんが行っていただくと良いのかなというふうに思imas。ストレスチェックをした現状は、まだ、今のところ結果が出ているところというふうに受けとめたいと思imas。町職員の場合は高ストレス者が28名とお聞きしましたが、この高ストレス者への対応というのを今後どうやっていくのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

高ストレス者に関しましては、まず、高ストレス者と診断された時には医療機関への健診なり受けるように町長答弁にもありましたとおりの奨励する文書を一緒につけてお送りさせていただいております。あと、うちの方も産業医による面談、電話相談等受けやすい形で相談の機会を拡充させているところでございます。ストレスを感じているという状況で、このストレスチェックを人事運営等に直接利用することはできませんので、こういう集団分析等を行うことで、時間外勤務の状況、あと休暇の取得状況等も合わせて適切な人事配置ができますように考えて取り組んできたいと思っております。今のところこの時間外が多い部署と先ほども言いましたけど、高ストレス者の割合が高いという分析結果が必ずしも一致するところでもございませぬので、個人的な資質なり、人員関係とも考えられます。そのためストレスチェックの結果を今後の職場環境の改善の1つのデータとして活用させていただければと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今、お話の中にあつた集団分析というものをされたかというふうに理解しましたが、この集団分析は職場環境改善にしましょうということとされてると思うんですね。具体的な職場環境改善、人員配置は先ほども聞きましたので理解したところですけども、具体的な改善というのは何か行ったのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

まずは職場改善といたしまして、先ほど町長答弁にもありましたとおりの衛生管理者を役場の場合2名の設置というところを4名に増やしまして、管理体制の強化を図っております。それとまずは産業医による心身の健康保持の改善のための具体的な指導のサポートを実施しました他に、いつも町長も言ってますとおりの、職場間のコミュニケーション、こちらの方を密にとつていただいて、メンタルヘルスの不調の未然防止に努めるように職員の方にも啓発の方をしているところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

衛生管理者を増やすことは重要かと思うのですが、具体的に職場環境として休憩時間が十分に取れてるのか。休憩室が十分あって、お昼御飯をゆっくり食べれるのかというふうな職場環境に関しては、どう考えられてますか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

今回、役場内の喫煙所の方を1つ減らしまして、今、コピー室で、コピーが置いてある機械が置いてあるところにそちらに移しまして、新しく女性用、女性職員増えておりますので、そちらの方のロッカーを増やすような形で対策をとっております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ハード面の環境も含めて職場改善に取り組んでいただければというふうに思います。次に、パワハラ、セクハラの相談窓口の件では、総務課で相談を受けているということでもございましたけれども、相談件数は何件ぐらいあるのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

現在のところ、相談があったことはございません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

相談がないのは、27年度も聞いた時もゼロということでもございましたけれども、本当にあってないのか、実際、総務課という相談しにくいのではないのかというふうに考えるんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

このハラスメントが認知されて、加えてうちの方でも懲戒処分等の指針、ハラスメントの定義をすると同時に、こちらの方、ポータルサイトにも載せまして、皆さんに周知をしているところでございます。こういうこともありまして、私が知る範囲においては、ハラスメントに関しての相談等、見受けられないという状況でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

相談は無いようですけれども、見ていてパワハラというように感じる事が無いのか、総務課としてハラスメント防止のために課を回るとかそういうお考えは無いのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

このハラスメントについての相談窓口を担当している職員とか、現在庁舎内を回って

いろいろしております。それとあと部長会議等でもこの件を出しまして、周知徹底を図っていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

パワハラとかがあると職員のメンタル不調にもつながるかというふうに思います。それがまた町民へのサービスの低下にもつながることかというふうに思いますので、非常にこのメンタルヘルス対策というのは取り組みにくいところがございますけれども、ぜひ取り組んでいただいてストレスチェック制度も含めてフォローをしながらぜひ総務課の方で積極的に取り組んでいただきたいと思います。教職員の方におかれましては、やはり長時間労働の是正をぜひお願いしたいと。今、パソコンで把握してるということでございますので、その分を含めて理解していただければと思います。以上で終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時45分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

なお、声の小さい方はマイクにできるだけ近づいたら迫力のある声になりますので、できるだけマイクに近づけて、大きな声の方は結構なんでよろしく願いいたします。

通告順3、安部都議員の①障害福祉と人権教育行政についての質問を許します。

3番、安部都議員。

○3番（安部都議員）

皆様、こんにちは。昼から1番目の質問者となりました。よろしく願いいたします。それでは質問いたします。①障害福祉と人権教育行政についてお伺いいたします。

平成24年障害者総合支援法が成立、平成26年1月日本は障害者権利条約を批准し、28年4月障害者差別解消法が施行されました。長崎県においては障害者差別禁止条例が施行され、約3年が経過をいたしました。そんな中、法律や条例が制定されても、世間の認知度や周知はなかなか浸透されていないところであります。このような状況下において、障害者が障害があってもなくても、誰でもが日常生活、社会生活を普通に不自由なく送れるためのバリアフリー対策やユニバーサルデザインの環境づくりが必要とされます。そしてこれらは、全ての時代に全ての人において喫緊の課題とされております。障害のある人が住みよい町は、誰でもが快適に住みよい町となります。そこで今回は改めてその意義を問うていきます。

2点目に、人権と子供たちの教育についてお伺いいたします。先日、長崎県人権教育中央研修会が開催され、参加をしてきました。改めて人権について考え、新しい発見と感動を覚えました。これまでのステレオタイプの常識的教育から子供たちの可能性と未

来と正しい方向性を導き出す転換の時期の必要性を感じるところとなりました。そこで、町長と教育長に見解をお伺いいたします。（１）バリアフリーとユニバーサルデザインの本町の考え方の対策をお伺いいたします。（２）ユニバーサルマナー検定についての考えとその周知と導入についてお伺いいたします。（３）電動車椅子での購入において、補装具費支給制度や介護保険の適用はどのようになっているのかお伺いいたします。

（４）ダイバーシティ、多様性の観点からクラスでの人権を尊重するための受け入れ策の１つとして、学校での男女混合名簿導入についての考えをお伺いいたします。（５）相模原障害者殺傷事件は、大きな衝撃を社会に与えました。命、人権について考えさせられる問題となった次第です。そこで小中学校での子供たちの人権教育についてはどのようになされているのかお伺いいたします。

答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、安部議員のご質問にお答えをいたします。４点目、５点目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からは、１番から３番のご質問についてお答えをさせていただきます。まず１点目のバリアフリーとユニバーサルデザインの本町の考え方と対策という質問でございます。バリアフリーは、高齢者や障害のある方などのいわゆる生活弱者のために、生活に障害なる物理的な障壁、バリアですね、これを取り除こうという考えで、ユニバーサルデザインの方は、最初から様々な使い手の身体的能力や心理、使用環境などを想定して、多くの人にとって使いやすいものを設計、つまりデザインしていこうというものでございます。ユニバーサルデザインは物理的な使い勝手だけでなく、心理的にも使いたい、使いやすいという気持ちも引き出す効果があります。身体にも心にも快適となるものであります。第９次総合計画でも良好な景観形成やユニバーサルデザインへのまちづくりを掲げておりますので、ハード面についてはユニバーサルデザインの手法を取り入れて参りたいとこのように考えております。多くの人にとりまして使いやすいものを作る。そのためには、その作り手の心に優しさや思いやりがないとできないわけでございます。そのためにも全ての人を個人として尊重し、思いやりをもって助け合う心と共に生きていくという福祉の心の育成にも同時に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、２点目のユニバーサルマナー検定についての考えとその周知と導入についてのご質問でございます。ユニバーサルマナー検定は一般社団法人ユニバーサルマナー協会が主催している検定試験でございます。高齢者や障害者に対するサポート方法やコミュニケーションの習得を目的として実施をされておるところでございます。検定試験と言いますと特別な知識や高度な技術が必要のように思われがちでございますけれども、この検定は自分とは違う誰かの視点に立ち、行動する人を育てることが目的となっております。

りまして、ハードは変えられなくてもハートは変えられるとして普及が進んでおるところでございます。昨年の4月に障害者差別解消法が施行され、行政機関をはじめ事業者に対し障害を理由にした差別をなくし、合理的配慮が求められるようになっていきます。本町でもこれを受けて職員の対応要領でありますところの長与町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定しまして職員に周知を図っております。その中に具体的な合理的配慮についても掲載をいたしておるところであります。ユニバーサルマナー検定の導入までは考えておりませんが、研修や講演会などを通じてユニバーサルマナーについて見識を深めることができればと思っております。

3点目の電動車椅子の購入における補装具費支給制度や介護保険の適用についてのご質問でございます。65歳以上の身体障害者につきましては、介護保険の適用が優先となるところであります。障害者の補装具のうち、介護保険で貸与される福祉用具の種目と共通するものは、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖等々があります。それらが必要と認められる場合には、介護保険による給付が行われております。しかしながら、介護保険による福祉用具の給付はレンタルであります。標準的な既製品の中から選択すると。そのようなこととなります。そのため、医師等の診断により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される場合には、障害者総合支援法に基づきまして支給しても差し支えないと、そういった通知が出ておりますので、本町といたしましても、その通知に従い障害者の実情に応じて個別に判断し、給付を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

私の方から4点目の説明をさせていただきます。男女の性差など差別意識の撤廃は男女混合名簿の可否ではなく、性差による差別的教育の撤廃にあります。男女分け隔てなく児童生徒一人一人がお互いの良さを認め合い、それぞれの個性を尊重し、協力して活動に取り組むことが重要だと考えております。本町では各学校ともそのような共通認識をもって取り組んでおり、男女混合名簿の導入は考えておりません。

5点目のご質問についてお答えいたします。人権教育とは、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律によれば「人権の涵養を目的とする教育活動」と定義されています。人権教育を進めるには1つ目としまして、人権等に関する基本的な知識を深めること。2つ目としまして、それを共感的に受け止める人権感覚を磨くこと。3つ目、人権を守る意欲や態度を高めることが肝要であり、それらに関連づけながら自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践力、行動力を高めていくことが必要です。また、それらは全ての人が生きていく上で基盤となるもので、ぜひ、身に付けさせなければならないことだと考えております。そのため、各小中学校においては人権教育を全ての教育活動の基盤とし、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間など教育活動全体を通して、

人権教育を進めております。具体的には町内全ての学校において、人権教育の目標を設定し、その達成を図るために人権教育全体計画を作成し、その計画に沿って実践を進めているところでございます。また、人権教育を進める教職員についても学校外で開かれる研修会への参加を促したり、全職員を対象に人権教育に関する校内研修を毎年必ず行っております。それとともに、職員の意識の啓発と力量向上に努めているところでございます。長与町教育大綱の基本目標にも互いに尊重し合う社会づくりをあげており、教育委員会としても人権教育の充実を図れるよう各学校を支援していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきますが、質問は順不同になると思いますので了解ください。先ほど町長からのバリアフリー、そしてユニバーサルデザインについての考え方を的確に答弁をしていただきました。バリアフリーは障害者、高齢者の特定の人を対象とします。そしてユニバーサルデザインは障害、国籍、年齢に関わらず、全ての方を対象といたします。そこで今回はハード面、ソフト面の両輪からお聞きをしていきたいと思っております。

先月、長崎県と長崎大学の共同クラウドの構築の一環として、バリアフリーストリートビューというシステム開発の事業を、実地を行っております。これについての情報は、町長ご覧になっておりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それはちょっと、私は伺っておりません。

○議長（内村博法議員）

安部委員。

○3番（安部都議員）

このバリアフリーストリートビューというのは、先月、2月21日に大学とそれから県が共同のクラウド化として構築したんですね。このシステムによって、段差、傾斜、障害者の方、車椅子利用者ユーザーがスマートフォンで見て、傾斜やトイレ、AEDの場所、そういったものの設置場所がリアルタイムで分かるシステムなんですけれども。障害者の方が目的地まで安全にたどり着けるルートを表示できる情報収集システムなんです。これは日本で初めての取り組みだということをお聞きいたしました。これなんですけど、長崎県も長崎を世界一に障害者に優しい町にということを目指して掲げております。そこでお聞きします。日本で初めての画期的なこのストリートビューの取り組みだと思いますが、今後、本町におきましてもこのようなシステムの開発、ご協力するお

考えはありますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

このシステムは長崎大学と県が共同してされてるということで、まだ、試行の段階だとは思いますが。ただ、このシステムは非常に障害者だけでなくまちづくりにとっても、非常に有効なシステムではないかと思っておりますので、もし、そういうお話があったら前向きに検討をしていきたいとは考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

優しいまちづくりには、ぜひ必要なことだと思います。例えば、トイレとか段差だけではなくてショップ、レストランそれから駐車場。そういったものの情報が、収集をもっと完備することによってより充実した確実なシステムとなると思いますので、そのあたりは、今後、前向きに対応していただきたいと思います。

それから町長が、昨日、言われました29年度町長の施政方針の中で、障害者施策というのは、たったの2行ちょっとしかなかったんですけども、非常に残念であるんですが、これの29年度重点施策というのは、全く1字も書かれてないというところはどういうところなのかなと思いますが、どのようにお考えになってるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

施政方針の中で、確かに3行ほどという形にはなってたかと思いますがけれども、我々は障害者のためという形で日々業務を行っておりますので、その中で対応していくということで新しいことということで事業としては取り組んではないのですが、これまで以上にきめ細やかな対応をしていきたいということで、あえて施政方針の中では申し上げなかったということになります。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

やはり主な特別な取り組みはないと言われましたけれども、これだけ多様化してる時代に法律も新しくまたできて、条例もできたわけですので、何らかしらの前向きな姿勢という取り組みが欲しかったなと思いますが、どうですか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

去年、施行されました差別解消法について、まだ、ちょっと周知が図れていないのかなってというのは思っておりますので、そのあたりを広報等で示すとか、そういう形での努力をしていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

よろしく申し上げます。それから第4期障害福祉計画は29年度で終了となります。これの中途成果、そしてまた、第5期障害福祉計画の策定について、今後の計画をお教えください。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

それにつきましては、29年度の予算の方で計画の策定をさせていただくように計上させていただいております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、第4期では長与町の地域自立支援協議会委員が13人でメンバーを構成しておりましたけれども、次回も同じようなメンバーということによろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

同じメンバーで検討させていただければと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

ぜひ、次回からは住民代表の障害者、当事者そしてまた家族がもっとこうその中に、メンバーの中に入れていただきたいというのがあると思いますが、そのあたりはどのようにお考えになってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

協議会の中で障害の当事者の方という形で、何人か入っていただいているかと思うんですけども、その声を十分に吸い上げるような形で、もっと個別な団体等にもお話を伺っていただければなと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

ぜひ、そうしていただきたいと思うんですね。ニーズがそれぞれ障害の態様によって違いますから、そのあたりは家族とか当該者入れていただきたいと思います。それから前回の策定にあたっては協議会が4回開催されておりますけれども、素案の協議1回しかされてないのですが、そのあたりは今後は、十分に検討されるのかお知らせください。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

協議会の回数につきましては前回と同じ回数ということで予算は計上させていただいてるんですけども、素案で1回なのか、それとも2回するのかというそういう具体的なところはまだ決まっておきませんので、検討させていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

充実した素案の内容となることを祈って。それから第4期での現在までの地域移行支援や地域定着支援というのは、現状ではどのようになっていますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

申し訳ありません。具体的な数字というのをここに持ち合わせていないんですけれども。まだ、地域に完全に移行したという方については、恐らく2名ぐらいだったかと思っております。正確な数字は後で報告させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、地域移行支援には24年度から開始されたんですけれども、精神の方が対応されて地域に移行をします。そういったところで、現在は多分、先ほど2名とおっしゃいましたかね。地域移行支援というのは、今の現在の精神の方たちにとっても、今の25年の3月では精神の方144名、そしてまた現在28年の3月ではもう2倍以上の291名と倍以上に増えているんですね。ニーズも非常に多くなってくると思うんです。これから地域に移行していく。そしてまた、地域定着支援は先ほどどのようになっているとおっしゃいましたか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

申し訳ありません。地域定着支援の具体的な資料等を今日持ち合わせておりません。ちょっと想定外の質問という形に思っておりますので、申し訳ありません。後から報告をさせていただくということによろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

現在のところ、たぶん平成27年までは利用者はいない。ゼロだと思うんですね。これに対してはなじみがないとか、たぶん事務所が少ないとかいう、いろいろな問題点もあるかなと思いますけれども、本町におきましての単身障害者というのは本町に存在しているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

申し訳ありません。タイシンですか、タンシンですか。質問されたのがちょっと聞き取れなかったもので、もう一度、単身障害者ということによろしいですか。ちょっと数字をこちらでは、持ち合わせておりません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。このような形で、たぶん今後ニーズがどんどん増えていくと思うんですね。町の取り組みといたしましても、そのあたりは環境改善とか受け入れ対応というのをしっかりと図っていただきたいと思っております。そこで、昨年4月、障害者差別解消法が施行されて合理的配慮の提供が求められるようになったんですね。そこで、県が27年の11月から12月にかけて県政世論調査を行っております。本町もこの条例に対して遵守して行っていると思うんですね。この長崎県での何%の方が合理的配慮とか差別禁止条例について、周知をされてるのかというのは報告はありましたでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

その件については報告を受けておりません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

報告受けてないということでもありますけれども、この差別禁止条例については、長崎

県民の方が知らないと答えたのが63.7%なんですね。条例について全く知らないが63.7%、そして、合理的配慮を全く知らないが53.9%という形になってるんですね。もちろん本町におきましてもこのような半数以上の方が知らないということは、本町におきまして、周知をなかなかされてないのかなというふうに思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

その件につきましては、まず町の職員には周知を図っております。それから民生委員の方々には、周知を図って合理的配慮とはどういうことかということの説明をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

ぜひ、周知を図るためにも住民の方たちにも住民調査等を行った時のアンケートなどを実施していただいて、周知を図っていただきたいというふうに思います。今後、先ほど社会的障壁をなくすためにやはり地域住民に対して、そのように理解促進のための講演会、教室開催、イベント等開催をしていただきたいというふうに思いますが、今後の予定がありましたら教えてください。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

そういう講演会とかの予定とかは入ってはいないんですけども、もし、いろいろな形で講演会を催すという時にこういう講師の方がいらっしゃるんですけどという形での情報提供をして、ユニバーサルマナー的なそういう誰にでも優しいまちづくりのための必要なノウハウというんですか、そういうものを周知できるような形で、何かできればと思っております。今後、検討させていただければと思います。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

障害者の方たちからの相談件数というのが、県には76件寄せられておりますが、本町におきましては、そのあたりは把握をされているのか。解決に至っているのか。そのあたりを教えてください。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

28年はまだ途中ですので数字等はないんですけど、27年度の分という形での資料あるんですが、ちょっと手元に持ってきてないために正確な数字をお伝えすることができません。後からお伝えしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

手元にないということですので、今後、相談があったその事案については全て解決がなされてるのか。どうでしょうか。相談中もあると思うんですけど。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

例えば、道路の改修とかそういう形では土木管理の方に伝えたり、とかいう形での対応をしていただいたりしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

ぜひとも今後、優しいまちづくりについて、そしてまた皆様の相談の解決策としてしっかりと真摯な対応を行っていただきたいと思います。

それでは、次に行きます。ユニバーサルマナー検定についてなんですが、町長から今のところ検定は導入するお考えはないということだったんですけども、佐賀県武雄市の方で今年の2月15日、16日2日間にかけて、このユニバーサルマナー検定を導入をされております。全職員361名が3級の受験をなさっております。その中で市が361名の全員、3級1回当たり検定が5,000円なんですけど、361人の費用を180万5,000円分を負担をしているところなんです。そこで武雄市の導入の理由がやっぱり素晴らしいんですね。一人一人がさまざまな人の立場を理解して、お互いに支え合う気持ちを育む心をつくる一環として。そしてまた、市役所職員が自ら実践し、どんな境遇であっても誰でも可能性とチャンスがある町の実現をつなげますというふうな導入の理由なんですけれども。

町長もう一度お聞きします。このような素晴らしいまちづくりですね、武雄市みたいな。もう一度お聞かせください。見解を。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員がおっしゃるように障害者のある方の目線で見るとするのは大事だと思うんですね。健常者ではどうしても分からないところというのはあるんで、そういったところ、例えば、自分が病気したりとか、何かした時に時々感じる時あるんですよ。健常者が

感じる時は自分の体に何かあった時、ちょっと感じるんですけども。そういった意味で言えば、私たちも地道な取り組みをずっと続けていけなくちゃいけないと思うんですよ。だから、このバリアフリーのマナー検定というのも検定ということではなくて、それを検定として受けるどうのこうのよりも、むしろ役場の職員もそうですけども、きめ細かく少しずつそれを浸透させていくということの方がより分かりやすいのではないかなと思うんですよ。町民提案箱等々、今しております。町民提案箱の中にも最近はそういったお話も聞くようになりまして、きちんと自分の連絡先も書いてきてくれる人もございます。そういったところにはきちんとお答えをしておきますけども、そういった形で地道ではありますけども、最も大事なことです。全方位の視点を持ってということだろうと思うんです。先ほど最初にお尋ねになりましたバリアフリーストリートビューというのも、私ちょっと勘違いしてまして、新聞で読みました。ちょっと聞かれた寸前は分からなかったんですけども、だからこういった取り組みも良いと思うんですよ。こういった形で、どんと皆さん方に訴えてくるということは。でもそれでもどうしても障害者の方が少ないですから。そういった意味では地道な活動を私たちも広報等も通じてやっていこうと思っておりますので、そのような形でご理解いただければと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

やっぱり具体的にこういった体験を通して、初めて分かることがあるんですね。なかなか周知といってもなかなかできない。周知していかないですよ。最初は30人から、30人とか50人とか、何回かに分けて行うこともできるわけですよ。全員一緒じゃなくてですね。それでまた、今度、平成32年にはパラリンピックもあります。その時には前年度に長崎県に練習会場として、長崎でも選定をされたというところで、海外のお客様、全国からのお客様も長崎にやってくるわけなんですよ。そういった意味では、こういったユニバーサルマナーのおもてなしが必要となります。導入についてのこういったマナーのおもてなしをするためには、いろんな対応をすると、具体的な対応をするというところで、もう一度どうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

先ほど、担当課長の方からも話させていただきましたけども、これはマナー検定という形でありますけども、先ほど私が申し上げましたように、数多くこういったものをしなくちゃいけないと思いますので、いろんな機会が今後あるかと思えます。その中でそういったものを意識的にお伝えしていくということは大事じゃないかなと、そのように思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

意識的にそれぞれの職員の皆様方に、やはり住民の意識も変わっていくわけですね。職員が変われば住民の意識も変わっていく。そしてまた職員のスキルアップにもつながると思いますので、これからそれぞれ考えていただきたいなと思います。

それから飛びまして、このダイバーシティの多様性の観点からお聞きをいたします。ダイバーシティなんですけれども、人権を尊重するために男女混合名簿というところでお伺いをしました。教育長が今のところ考えてないというところでの答弁だったんですけども、これについては、私も何回も前教育長に議論をしてきました。そしてまた、性差は区別であって差別ではないということは何回もお聞きしています。しかしですね、差別の撤廃、もちろんそうなんですけれども、これはひとつとして、全国にLGBT、新聞にも載ってました。全国にLGBTの方たちが13人に1人という割合でいらっしゃるんですね。そしてまた、クラスでも1人や2人はいると聞いています。今、非常にこういう方たちが多いわけなんです。性マイノリティの方たち非常に多いということです。ですから、こういった教育の中でも1つの一環として、この混合名簿を取り入れていくというのは重要なことではないかなと思うんですね。そのあたり長崎市から教職員の方が長与町に来ても、何か対応が全く違うというところで、やっぱり戸惑っているというような声も聞いてるんですね。そのあたり、やはりもう一度、お考えは。お聞かせください。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

これまでも、前教育長もお話ししたと思いますが、人間には男、女というのがあるように性差はありますが、それは結局、生物学的区別であって、結局、差別ではないということは何度も言ってたと思います。私もこんな思うんですよね。男女の性差による差別意識の撤廃は混合名簿にするか否かという問題ではないと思ってるんですよ。子供たちが男女それぞれ性差を認め合い、そして、お互いを尊重して行動できるような心を育てることが大事じゃなかろうかと。今、こないだもちょくちょく私も現場を見てるんですが、先日もちょっと二中あたりに行ってみました。中学校というのは思春期真っ盛りですね。でも、議員も行事あたりでしょっちゅう各学校見てると思うんですが、長与町の子供たちというのは、男女関係なくお互いを尊重しながら楽しく授業をしてると思うんですよ。だから私は、今、LGBTのことをおっしゃってるのですが、それはそれとして特別にきちんとした対応の仕方がありますので、そこあたりは考えて対応したいと思っておりますので、今のところ混合名簿のことに對しては変えることは考えておりません。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは教育長にお聞きしますが、2月1日の人権教育中央研修会がありましたけれども、これについて参加はなされましたでしょうか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

それは参加しておりません。長与町の方の西彼地区の人権教育研修大会の方には参加いたしました。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

ぜひ、教育長にも参加していただきたかったなと。これすごく素晴らしかったんです。そしてまた、LGBTの方たちのDVDもあつたんですね、動画が。やはりしっかり、40人、例えばクラスがありますね。その中に2人いたとします。教育長はたぶん38人の目線から考えられて、ものを言われてます。2人のこういった性マイノリティの子供たちが、2人の立場からの視線では考えられてないんです。この子供たちの立場では全くこう視点がなされてないのですね。私から言うと。そのあたりいかがですか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

長与町でもこないだ2月8日の日に、ここにあるように第18回の西彼杵郡の人権教育研究大会というのがあつたんです。議員もご存じのとおり儀間さんをお呼びしてLGBTのセクシュアリティに超えて、多様性が彩る未来というふうな講演も聞いて、私たちも勉強しております。13分の1、13分の1とおっしゃるんですが、その辺のことに対しても私たちなりに、子供たちをそれなりに文科省あたりから性同一障害の性的指向、性自認にかかる児童生徒に対する細かな対応等の実施についてというそういう文書をいただいて、私たちなりに研修しながらその子供たちに応じた対応をするように学校にも指導しておりますので、今のところはそれで大丈夫かと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

私から見たら一般的有りきかなというふうなご回答だと思うんですね。当事者の立場に立っては全然考えてないですね。対応されてない。そこで長崎市立鳴見台小学校が、性的マイノリティの当事者を招き、小学校2年生のクラスで授業を行ってます。テーマは多様な家族というところなんですね。こういった子供たちに、いろんな子供たちがい

るんだよというところで理解を図るところで授業を行ってます。本町におきましては小中学校において、授業の取り組みはお考えないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

それは学校が考えることだから、特別私たちがこれをしなさいとかいうものではありませんので、その辺は学校が開催するというのであれば大いに開催しても良いんじゃないかならうかと思いますが。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

ぜひ、こういった授業の中で取り組んでいただきたいというふうに呼びかけをしていただきたいなと思っておりますのでお願いいたします。そこの人権教育週間の中で、例えば大阪市の大空小学校の校長先生は素晴らしかったです。ここの大空小学校には、例えば特別学級とは無いんです。無いんですが、その全ての子供たちが障害のある子たちも精神発達の障害のある子たちもみんな一緒のクラスで授業を行ってる。素晴らしい所なんですけども、それで学生のボランティアや地域の人、教職員が支援をして、みんな関わっているというところで、障害があっても全く不自由なく、そしてみんな子供たちが健やかに成長してるんですね。そういったところで、やはり子供たちのこのインクルーシブ教育は大事だと思いますが、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

インクルーシブのことは載ってなかったんですが、インクルーシブ教育については、長与町はよそよりもわりと取り組んでる方だと思っておりますというのは、お隣の長与小を見ていただければ分かると思いますが、エレベーターがあり、2階に特別支援の子供たちの学級があるのですが、多くの子供たちの障害の職種に合わせて学級も開いています。そこあたりは、他の市町に比べると長与町は先を行って、だから長与町に子供たちが、ちょっとうちの子はこういう障害を持っているから長与に来たいですよと、受け入れていただきますかというようなことで入ってきている子供たちも何人もいます。今のところはそういうことで、インクルーシブについては、よそよりも先に●●はしてると思っております。それとできるだけたくさんというのはあると思うんですが、どうしても多くの、確におっしゃるとおりと思うんですよ。多くの手が必要だと思います。長与町は本当、教育の町ながよと言われてるように、町当局の計らいによって支援員あたりをたくさんいただいておりますので、その分、個に応じた教育ができてんじゃないかならうかと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

長与町は、環境的にはエレベーターができたりとか、対応としては非常に優れていると思いますけれども、まだまだ全てに対してはできておりませんので、これから取り組む問題だと思います。人権教育というものは、イコール人権尊重につながります。人権尊重の反対は人権侵害です。ところで人権侵害となるといじめや差別、ネグレクトもいろいろなところからありますけれども、本町においての人権侵害にあたるいじめというのは小中学校でどのくらい今、把握されてるのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

学校から長与町教育委員会の方に、この28年度にいじめの案件として報告が上がっているのは2件です。ただし、これ以外にも県の方への報告では軽微なからかいであるとか即座に解決したものについてもカウントするようになっているのですが、その分については今ここに数値を持ち合わせておりません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それではそのいじめに対しての、いじめが原因、その他いろいろありますが、今不登校の子供たちというのはどのくらいいらっしゃいますか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

いじめを原因とした不登校ということですか。いじめを原因として、直接的な原因としてそれで不登校になっているという子供は、現在、把握しておりません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

把握をされてないというのは、もう全くいらっしゃらないということでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

例えば、1つの理由で、それだけで子供が不登校になっているというようなことが少なく、例えば人間関係であるとか学習の部分での課題であるとか、さまざまな要因が絡み合った上での不登校というような状況になるということから考えて、いじめが

あった即不登校というような形での、主訴としての原因としては把握していないという意味でお答えしました。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

さまざまな原因で不登校になられたというところがあると思いますけれども、本町としてのそういったところの非常に些細なところの心に寄り添う教育というのは大事だというふうに思います。今後、そのような子供たちに対する関わり、いじめをなくすための人権教育、今後の取り組みを新たにされてるのか、どういうふうに思ってるのか。そのあたりをまた教えてください。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

教育長が答弁いたしましたとおり、人権教育というのは学校教育の基盤になるものというように捉え方をしております。今、議員ご指摘の部分は人権としての教育と言われる部分で、教育を受ける権利を阻害するようなことがあってはいけないという立場に立とうかと思っておりますけれども、そういう意味で、教育の保障がされるような学校のあり方については、教育委員会の方としても指導を重ねているところです。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

全ての子供たちが、今いじめにあってる子供たち、先ほど2件とおっしゃいましたけど、そういった子供たちが早く元に帰って行く、学校に帰って行く。心の安らぎを求めるところをしっかりと今後、教育的にもしていただきたいというふうに思っております。

それから元に戻りまして、障害者の電動車椅子なんですけれども、そちらに移りたいと思います。例えば、今現在、電動車椅子の補装具支給というところで、公的補助の上限というのを10万ですかね、教えてください。そのあたりがいくらになってるのか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

補助基準額を手元に持ってこなかったんですけれども、10万とかそういう低い金額ではないと思います。電動車椅子高いですので、もう少し単価は高かったと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、他の自治体では、私、現在乗ってます電動車椅子ウィルを購入する際、例えばレンタルとかいろいろさまざま公的補助が出てるんですね。そこで、先ほど金額的には分からないというところだったんですが、非常に電動車椅子に対しても、補装具支給こういった例えば高齢者の介護保険の公的補助、これも全部それで全て電動車椅子出てるんですね。他の自治体は、例えば60歳以上の方たちにも補装具支給として支給額50万とか、50代の方には栃木県なんですけど63万とかこういうふうにさまざま支給額出てるんですね。そのあたりが自治体でばらつきがあるんですね。法的補助としてのばらつきがあるんですね。そのあたり非常に長与町としては厳しいように感じますが、このあたりいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

電動車椅子を補装具として支給するということになる、かなりハードルが高くなっています。手を動かせる方というのは、まず、手を使って車椅子を動かしていただく。それはなぜかという下肢には障害があるかもしれませんが、残っている機能は退化させて欲しくないということもありますので、できるだけ電動ではない形の給付をしたいと考えてます。ただ、どうしても要件によって、電動車椅子でないと生活が成り立たないという方については県のこども・女性・障害者支援センター、そちらの方の判定を受けた上で、今現在4名の方が補装具として電動車椅子を受けてます。実際には、4名の方しか受けてないというのが実情になっております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

高齢者の方からこの電動車椅子、私が乗ってるウィルはどうしても介護のレンタルとして受けたいというところで、また相談があつてるんですね。そういつて先ほど町長の答弁にもありましたが、65歳になったら障害者の方たちは、みんな介護保険の方に移行されると介護サービスの方について、その基準が非常に高いというところで、ほとんどの人が当てはまらないんですね。というところで、そしてまた、購入したくてもレンタルしかできないので、なかなかそのあたりが本人の独自の補装具を欲しいと思っても購入ができないというところなんですけども、そのあたり国の基準とかもあろうかと思いますが、自治体の裁量というのがありますので、そのあたりはいかがでしょう。例えば、下肢状態であっても、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替することはできないとか、そういった法律的な条件もありますね。例えば日常的には環境が全く車椅子では行けないので、電動しか使用ができない。そういったところではあると思うんですが、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

電動車椅子を支給できる要件というのが、まず重度の下肢機能障害者であって、電動車椅子によらなければ歩行ができない方というところでありますので、そういう形でのハードルは一定設けさせていただいております。日常生活を楽にするために電動が必要というご意見も分かるんですけども、やはり一定の基準ということで線を引かせていただいております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

自治体によってさまざまちょっと違うんですね、対応がですね。そのあたりは高齢者の方たちも生活がより一層、外に出られるような形で日常生活もスムーズに行われるようなや対応が今後すべきではないかというふうに、考慮すべきではないかなというふうにも思っております。それからまた、リフトについてなんですけども、リフトも人間を運ぶリフトは支給対象公的補助となりますけども、リフトは、当事者が車椅子に乗ってる、この車椅子をリフトで運ぶってなったら、またその支給対象外となると思うのですけれども、そのあたり非常にこの国の制度というのが厳しく、大変間違ってるなと思いますけども、リフト自体で車椅子乗らなければ移動ができないわけですので、そのあたりもその町としても対応の仕方というのはどのようにお考えになってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

移動用のリフトということで、下肢または体幹の障害のある方に対しての支給ができるようにはなっております。そういう方が車椅子が必要な方は車椅子を補装具として給付を受けてると思いますので、リフトだけの給付という、車椅子が必要な方には車椅子の給付はなされているかと思っておりますので、リフトだけでその方の日常生活が対応できるんだったら、リフトだけという形の給付になろうかと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

リフトだけで対応できるかというのがちょっと分かりません。もう1回、詳しく。

○議長（内村博法議員）

もう一度。

暫時休憩いたします。（休憩）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて再開いたします。

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

申し訳ありませんでした。移動用のリフトとってしまったものですから、車に車椅子に乗せるためのリフトを設置するということですね。それにつきましては、長与町の身体障害者用自動車改造費助成事業という形で、金額としては10万円なんですけれども補助をするという形を取っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解いたしました。これからも真摯にそういったところで環境の改善を図っていただくということは、より一層必要かと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それから最後に、今回は外大生を議員インターンシップで受け入れているんですけれども、今日、後ろに傍聴席にいるんですが、彼は現在目が不自由なんですね。障害を抱えて、そしてまた勉学に励んで、インターンシップも活動もなさってるんですけれども、彼のような障害を抱えて今後、勉学も励みですね。今後社会に出るわけですけれども、彼のような障害があっても本町といたしましても、社会に出るチャンス、そういったバリアフリーの長与町としての社会的な環境、そしてまた働きやすいチャンス、環境をこれから整備して整えていく必要があると思っておりますが、最後、町長、このような障害があっても若者たちが長与町にも就職ができるように取り組んで。

終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時20分まで休憩いたします。

（休憩 14時03分～14時20分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告順4、分部和弘議員の①町長が思うまちづくりについての質問を許します。

8番、分部和弘議員。

○8番（分部和弘議員）

皆さんこんにちは。それでは早速質問させていただきます。1点目、町長が思うまちづくりについて。今後は、高齢化社会と人口問題など多くの課題をクリアにしながら、これからのまちづくりを考えていかなければなりません。また、機能的で魅力と活力にあふれたまち、安心してずっと住めるまち、子供を育てたくなるまちという大きな3つの将来ビジョンを掲げ、人に優しい持続可能で熟成した長与のまちの形成に向けて取り組んでいくことと思っております。そこで、以下の点について質問いたします。

1点目、地域の活性化を目指す地方創生の取り組みが急がれている今、自ら策定した地方版総合戦略を具体化させる段階に入りました。そのような中、各自治体の主体的な

施策を応援するため、雇用創出、観光振興、移住促進などの先駆的な取り組みに対して、国は力強く後押しを行っています。そこで、本町の地方創生における考え方をお伺いいたします。

2点目、庁舎内組織機能が見直しされ、住民の利便性向上を図り、各所管ごとに連携を含めた組織改革になったと認識しています。また、職員は住民に対する確、親切的な対応でスムーズに窓口業務を行っているものと思います。そこで、今後の人材育成及び定員管理についてお伺いいたします。

3点目、平成30年より国民健康保険の都道府県単位化に伴い、本年4月に長崎県運営協議会が設置される予定となっております。これまでの経緯を踏まえた本町の考え方についてお伺いいたします。

4点目、まちづくりの中で、空き家対策が今後の重要課題になってくると思います。少子高齢化の時代に空き家再生による交流人口の拡大や若者の定住、移住促進に大きな力となることと思います。これまでの空き家対策推進状況をお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは分部議員のご質問にお答えをさせていただきます。1点目の本町の地方創生における考え方というご質問でございます。この本町の地方創生に向けた取組につきましては、教育と子育てのまち、住宅のまち、住民主体のまちづくりといった本町の地域特性を生かし、生活環境や子育て環境に磨きをかける施策の展開が有効であると考えております。これを基本といたしまして、まち・ひと・しごと創生推進会議における意見を踏まえながら、安定した雇用の創出、新しいひとの流れ、若い世代の結婚・出産・子育てへの支援、安心な暮らしと地域間の連携、こういったものを柱とした総合戦略を策定いたしまして、各種施策や事業を進めているところでございます。

これまで行われてきたものにつきましては、農産物加工施設の整備、加工品の販路開拓などへの支援、移住相談窓口の整備、結婚に関するセミナーやお世話やきさんの育成、子育て支援環境の整備、トレーニング機器の更新などによる健康づくり事業、こういったものを国の交付金を活用しながら現在のところ取り組んできたわけでございます。この他、戦略に掲げる多くの施策や事業を推進する中で、地方公共交通網の改善、公共施設の適切な管理に向けた新たな取組をスタートするとともに、町単独での取組を補完するため、長崎市を中心としました連携中枢都市圏を構築するなど、広域的な取組も併せて進めておるところでございます。今後とも国からの財源を有効に活用しながら、まち・ひと・しごとの好循環を確立しまして、住みたい、住み続けたい、住んで良かったと言われるような幸福度日本一のまちを目指して地方創生に取り組んでいきたいと、このように考えております。

次に2点目のご質問で、今後の人材育成及び定員管理についてはどうなのかというご質問でございます。この人材育成につきましては、公平、公正の立場で物事を考え画一的ではなく、長与町にとって今何が求められているのか、何をすべきなのかを論理的に把握し、その実現に向けて積極的に行動する職員、そしてまた行財政改革を行っていく上で、新たな財源を導く各種事業の展開を図れるような、町民にとりまして有用な職員の育成につながるよう、経験年数や職責に合わせて実施する階層別研修、あるいは職務を遂行するために必要な知識、技能を習得するための専門研修などを行っておるところであります。また、今年度より新たな取組といたしまして、協働のまちづくりを踏まえた次世代行政の担い手育成を目的といたしましたコミュニティ派遣研修、あるいは職員が改革意識を持ち続ける職場づくりを目指すための業務改善活動、いわゆる変わらば計画の取組を実施をしております。今後とも職員の資質向上と能力開発を行い、より質の高い職員となるよう人材育成を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、定員管理ということでございます。本町はこれまで長与町行政改革大綱をはじめとする行政改革に取り組み、住民サービスの質を維持しつつ極力職員数を抑制しながら、少数職員による、いわゆる少数精鋭による行政運営に努めてまいりました。その一方で、地方分権、地域主権の流れが加速をいたしまして、住民ニーズの多様化、高度化、権限移譲等により自治体の業務の増加による時間外勤務の増加、それに伴うメンタル不調等による病気休職者も増加してきておるところでございます。平成28年度の産業医による面接指導における指摘事項にもありますように、長時間労働に対する是正による職員の健康対策、職員のワーク・ライフ・バランスの確立、また、年金の支給年齢引上げに伴う雇用と年金との接続、そして退職職員からの技術や知識の継承を目的とした再任用制度に対する配慮も必要と考えております。今後は、過大な業務量による職員への負担が職員の健康被害を招き、職員の生産性の低下や住民サービスの低下につながることはないよう、ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働環境の立て直しを図っていききたい。また、行政改革や効率化をなし得るための基盤整備となるような人員の配置やマンパワーの拡充による定員管理を図りつつ、更なる効率的な行政運営に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

次に3点目の長崎県国保運営協議会の設置についての質問でございます。ご存知のとおり、平成30年度から長崎県が市町とともに国保の運営を担い、国保の財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことになっております。この新制度におきましては、県と市町が一体となって国保の運営を行うために県内統一的な国保運営方針を県国保運営協議会において審議をし、知事が決定し公表することとなっております。国保運営協議会は平成29年2月議会において条例が公布をされ、4月施行の予定となっております。ただし、平成29年度県国保運営協議会は国保運営方針等を審議するためのもので、任期が平成29年4月1日から30年3月31日までと思われまます。したがって平成30年度からは新

たな委員が任命され、任期は3年間になる予定でございます。現在、以上のような状況になっております。本町といたしましては、県の方針に則り、本町の国保運営協議会について任期等の改定が必要と考えております。具体的な内容につきましては、今後お示ししていきたいと考えております。今後とも県市町連携会議並びに作業部会におきまして、情報交換、意見交換などを行いながら連携を深め、より良いものとなるよう努めていきたいと考えております。

次に、4点目の空き家対策推進状況でございます。現在、空き家に関する相談窓口を土木管理課に置きまして随時対応しております。また、平成29年度には空き家住宅実態把握調査を予定しておりまして、賃貸及び売買物件以外の空き家につきまして、現状を調査をいたしまして、所有者または管理者に今後の利用方法についての聞き取り調査もあわせて実施をしてまいりたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

それでは通告順に従いまして再質問をさせていただきます。大まかな考え方等は、今、町長より答弁ありましたので、私の方から詳細の部分について若干再質問をさせていただきたいというふうに思います。まず、地方創生関連ですけれども、地方創生については、地方版総合戦略に基づいて各種の交付金が設定されている中、本町もいろいろな角度から検討しているというふうに思います。また、交付金確保に向けた取組がなされていると思います。そういった中、今回、長崎県を含む4市町に12事業に対して6億9,200万円が地方創生拠点整備交付金として割り当てられております。そういった中で今回、この整備交付金については、本町として今回何か見合わせた理由あるいは申請されなかった理由等あればお伺いしたいというふうに思いますし、第2回目が3月中旬に締め切りとなっているかと思っておりますけれども、それが今回も申請されないのか、されるのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

ご質問の地方創生拠点整備交付金でございますが、これは国の28年度の補正予算にて措置がされたものでございます。地方創生に関する施設の整備、ハード面に対して交付金が措置されるというもので、ハード面といたしましても単なる箱物の行政ではなくて、未来への投資の基盤につながる先導的な施設整備が対象だということになっております。これにつきましても以前からある交付金のように、政策間の連携、官民の協働、地域間の連携それから収益性という点での自立性といった一定の先駆性が見込まれるということも要件になっております。本町といたしましては、その本申請に入る前に申請の流れとして事前相談というのがございました。事前相談を経て本申請があつて、さらに国の

方で審査がされ決定を受けるという流れになっておりまして、1件事前相談を行っております。これについて国の方から意見がありまして、先ほど申し上げた収益性という面が低い、採択の可能性が低いということで、さらなる事業構築ということを考えてんですけども、この1次につきましては本申請を断念したという経緯でございます。さらに2次申請ということで現在案内がっておりますので、別の事業も含めて本町にとって必要な施策、施設、これを収益事業につなげるということ。それから担い手の確保というのも一定必要かもしれません。こういった点で、現時点でなかなか困難ではございますが、2次の申請に向けて現在検討をしているところでございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

1件だけ申請して事前相談の中で取り止めたというようなことですが、実際、内閣地方創生推進事務局が2月に出した資料がありますよね。各自治体が公布された事業名等載ってますけども、これ見てそんなにハードルが高い交付金だったのかなと見た方はたぶん思われますよね。そういった中で1件だけ事前相談で終わっているということで、これ見れば施設の改装とか単純にこれでいいのかなというような、思うような事業も載ってます。何で1件だけしか出さなくて、そこでやめたのかなと。今、2回目聞いたらなかなか困難と言ってましたけども、これ見たらこの自治体も多分今回たくさん応募があるんじゃないかなと私的に思うんですけども、率直にこの事業名、内容だけでわからないですけど、見てどのように今回感じてるのか、町の方にお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

国の方から1次分の採択結果というのが送付がございまして、確かに議員ご指摘のとおりこの一覧表を見る限りでは、施設の整備だとかそういったタイトルがついておりまして、私どもも感触としてはそういったものでいいのかと、逆に私たちが相談して収益性が認められないという国の意見というのは何だったのかなという思いもございました。そこで県内はもちろんですけれども、参考になりそうなこの採択事業について、それぞれの自治体の方にどういった内容だったのかというのを詳しくお尋ねをしてみました。するとやはり先ほど申し上げた官民の連携であったり、それから収益性、それから政策間連携、地域間連携ですね。一定こうしたものを盛り込みながら事業を構築していると。単なる施設の改修のみではなく、改修をし、そこを活用して、収益につながるような事業を展開するという内容となっております。その点も踏まえて、現在事業構築に努めているというところでございます。

○議長（内村博法議員）

分部委員。

○8番（分部和弘議員）

そうは言いますけども、私、ちょっとその詳細な内容を別の自治体からいただいたんですけれども、トレーニングマシンの購入あるいは調理場などの建物改修、それで使われてるんですね。今回の分は。となれば何でもOKではなかったのかなと思わざるを得ないんですよね。それで1件だけでやめて今回の2次もなかなか困難だというような判断をしてますけども、これはやっぱり攻めていくべきじゃないんですかね。それで財源確保できれば一般財源投入しなくていい部分も出てくるんですから。そこんところもうちょっとしっかりやっていただきたいなと思うんですけども、もう一度よろしいですか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

国の交付金につきましては、1番最初の先行型交付金から加速化交付金、推進交付金ですね。で、この拠点整備交付金と矢継ぎ早に国が打ち出して、それをできるだけ活用しようということで、全国、時間がない中で事業構築してきたという経緯がございます。ご指摘のとおりその事業名だけを拝見しますと何か簡単そうに見えるという、確かにおっしゃるとおりです。ただ拠点整備交付金の1次採択分は、長崎県内では21市町のうちの4市町です。逆に言えば17の市や町は、なかなか苦慮してたというところです。今回2次募集、おっしゃるとおり2次募集でその準備をしておりますが、そこに手を挙げているのが先ほどの4市や町を含めたところで8市町なんですね。実はこの交付金を取りに行こうというのは、もう県も躍起になって市町と一緒に取りに行こうということで、県も非常に詳しい情報をくださっています。その中で今回、事前相談の結果についても、つい最近頂戴したんですが、なかなか難しいと。そこは何が難しいのかというと、雇用とか産業とかそういう、要は稼ぐ力という部分が非常に難しいというところです。先ほどおっしゃったような、例えば調理室の改修などもございますが、それはただ調理室をきれいにすると、機能を充実させるということではなくて、そこに民間事業者が入って事業を行うというようなことが想定されてたようです。私どもも新年度予算を編成するにあたりまして、いろんな施設の修繕等もたくさんありましたので、何とか活用できないかというところで、常に念頭に置きながら作業を進めてまいったんですが、やはりただの修繕ではだめなんですね、リノベーションという観点が必要になると。ただ、おっしゃるようにそういった稼ぐ力もしくは官民協働、そういったものを何とか盛り込めないかというところで、今検討しているというところでご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

中身のハードルがどれだけ高いかというのは実際に中に入って見ていないのでわかりませんが、ただ単に、これなんて山形県の長井市、長井小学校第一校舎整備計画、これだけで通っているんですね。これ見たら校舎の改修だけですよね。雇用も発生しないし、先ほど言いましたけども、そういったことを考えれば持っていきようじゃないかなというふうに思うんですよ。長与町の職員、私見ても本当にまじめに一生懸命頑張ってます。そこにちょっと何かがあればスムーズに獲得できる事業ができるのかなと思いますので、そこら辺、まじめだけではなくて、本当は、まじめはまじめですけど、そうではなくて、何かそこによその自治体と違うところがあるのかなと。まじめだけで通って、よそはそこをうまく利用してやっているのかなと私的に思いましたんで、まじめさはまじめさで持っていて、こういったぜひ交付金獲得に向けて頑張っていたきたいというふうに思ってますので、よろしくお願ひしときたいと思いますけども。もう1点だけ、地方創生推進交付金もあろうかと思ひます。今回、こういう地方の声を生かして使い勝手のよい方向に向いてきてると思ひます。補助金も1億から市区町村は2億円上がってきております。それと先ほどから言われたハード事業の割合が半分以下だったのが、半分以上でも経済効果があればやっていいというふうになってますし、おまけにさらなる経済効果が予測されたら上限を超えてもいいというような交付金になっていようかと思ひます。今回この推進交付金に関しては、どのように検討されているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（内村博法議員）

荒木政策局長。

○政策企画課長（荒木隆君）

推進交付金につきましても、先ほどの拠点整備交付金と同様な一定の先駆性というのが求められるという中で、事業構築ができないか取り組んでおります。まずは、制度の周知ということで全庁的に周知を行ひまして、その中で各所管が戦略に取り組む中で、事業、こうしたのに使えないだろうかとか、あとアイデア出しを求める一方で、企画部門が中心となりまして、こうした構想で何とか取りに行けないかという検討を行ってまます。さらに実現の可能性ですとか担ひ手等について、各所管と検討を行っているところでございます。事業費の2分の1という、一定、一財はありますけれども、かなり有利な交付金の制度でございますので、是非活用したいということで取り組んでまいりたいと思ひます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

是非ともこの機会にそれぞれの交付金、果敢にチャレンジして、やはりトライするべきだと私は思ひます。そういったことでよろしくお願ひしときたいと思ひますし、2月の18日に福岡で地方再生チャレンジミーティングというのが開催されております。参

加したんですけども、その中で山本地方創生担当大臣が何回もRESASの活用をやれというような話をされておりました。戦略作るときにも活用されたかなと思いますけども、やはり勘や経験や思い込みだけではなくて、そのデータに基づく政策立案をやりなさいというのがメインだったかなというふうに思います。それをやることで地域の実情がわかってくると。それは重々わかってるところもあるかと思いますが、それでKPIの設定やらPDCAサイクルの拡充をやっていくというようなことを何度か言われてました。本町としてこのRESASの活用、どういう状況なのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

確かに国や県の方もRESASの構築をいたしまして、積極的に活用していただきたいということで研修等も開催しながら推進を図られております。本町としましてもそういう研修にも参加しながらまた、自身の分析といいますか、経済の状況、生産額の状況、こうしたものを内容を見ながら一定分析をして、県を通じてその意味するところですか、そういった照会も行っているところでございます。それを見ますとやはりベッドタウンで産業が弱いというイメージでいるんですけども、数字としてもやはりそれが表れているようでございまして、例えば、経済循環図というのがございますけれども、この循環率というのが50.2%、県内で下から2番目というような状況です。どういうことかといいますと、所得は地域外から流入が多い。ベッドタウンの特性ということで、町内の約7割が町外で働いていらっしゃるという状況からも見えてくる数字だと思えます。また、支出については町外への流出が多いということで、住民の消費が地域外へ向いているということです。ただそれのみをもって悪いのかと言いますと、やはりそこは就業圏域として見ていく必要もあるのではないかと県からもご意見をいただいております。今後、連携中枢都市圏という中で長崎市と時津町と合算で見ていく、国もそういったシステムといいますか、現状はできないんですけど、取り組んでいきたいということですので、是非そういうのを活用しながら町の現状分析、取り組んでいくべき施策とつなげていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

是非活用していただいて、この機会をやはり大切にして交付金確保に向けて頑張ってくださいと思います。よろしく願いしときます。最後に地方創生市町村トップセミナーに多分1月、福岡で開催されてると思います。吉田町長も参加されたのかなと思いますので、率直な今の感想、今後の思いを聞かしていただければと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、分部議員がおっしゃられたように、1月私も創生トップセミナーに参加させていただきました。講師は地方創生大臣の山本大臣が主にお話しされたわけですが、その中でRESASの活用例というのはありました。その中で非常に感心しましたのが山本大臣が大臣着任以来、48市町村112施設を回ったということで、いろんな成功例をおっしゃってました。その中で感じましたのは、ICTを活用した情報管理のためのクラウドを先行的に導入して農業等にあっておられるというようなこと。それから農業もサラリーマンと同様の雇用環境を整備しているとか、あるいは経営ノウハウを持った企業が農業の部門に入ってきてると。こういった非常に先駆的な話をされました。そういったものが1つの成功事例としてあるのかなというようなことを時代の趨勢として感じておりました。だから今後とも地方創生の推進、あるいは拠点整備につきましてもそういった観点から今指導しておるところであります。その中で1番、私感じたのは、この地方創生という言葉が今始まったように見えますけど、実は三位一体改革が叫ばれた平成の大合併以来、非常に交付税が減ってきてるとというようなことで、長与町としてもその時代からずっと地方創生というのをやってきたわけでありまして。その中で汗をかき知恵を出して、生き残りをかけて財政改革によるスリム化、あるいは町をつくるためには魅力あるまちをつくることによって、人が入ってきてもらって税収が伸びると。この行財政改革と税ということによって町が成り立っていくわけでした。そういったもので言えば、本当の意味で行財政改革と税収の増加というのを本気になってかからないといけないということ。そのためには、県農業とか漁業とか産業こういったものの活性化、あるいは雇用の創出こういったものも具体化していかなくちゃいけないというようなことも痛烈に感じました。各地域によって地方創生事業というのは、方法は先ほど言いましたように多様であると思います。けどまずその自助、共助、公助の自助、まず自力で這い上がっていくというぐらいの覚悟を持って取り組まないといけないものが進んでいかないのではないかと。地方創生というのは、一言で言えばそういうことではないかなというようなことを率直に感想として思ったわけでございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

町長も行かれていろんな思いがあったかなと思います。私が行ったときこれは宮崎の新福青果さんのお話かなと思います。土曜日曜休みだよと。有限会社になって朝昼働いて、夜は24時間働くというような形になってますけども、夜中はICT、GPSを利用して耕運機で耕す、そういったもう時代になってきてると。農業の24時間化で地方創生イコール農業の雇用が発生するというような典型的な事例だと思いますけども、こういったのが既に進んでいるんですね。長与町も是非いろいろな角度から検討してい

ただいて地方創生を進めていただきたいと思いますし、ここがやはりトップとしての腕の見せ所かなと思います。2期目の半分に入ってきておりますので、町政の課題に向けてしっかりと真正面から向き合って切り込んでいただければというふうに思いますし、最後に私が行った研修の中で言われた方がいます。2年から3年の間に地方創生が進んでないのは、これははっきりいってトップのせいだということですので、しっかり研修も受けられた町長でありますので、そういったこともよく理解していただいて、町政発展に向けて頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いします。

では、次に組織機能の見直しについてですが、前回少しだけ触れさせていただきましたが、町長が入って組織改革がされたということで、1年経つのかなと思います。現状の運用状況を見て、町長として見直しした成果あるいは効果についてどのように判断されてるのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

機構改革に伴いまして、住民の目線で、住民目線に立った組織改革をしてきたところでございます。1階フロアにおきましては、こども政策課、こどもに関する所管課を設けたこともありまして、子どもに特化したそれぞれの事業、政策等が行われていることと思います。また、健康保険課等も介護保険課と福祉課、介護保険は介護の担当でありますし、介護と老人が一緒になっていたのを福祉課の方に老人を持って行って、それに特化した事業をなされてると、そういうこともありまして、住民ニーズに応える細かな対策がとられていることと考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

組織改革されてそれぞれ1年ということなんですね。是非とも今の現状だけで、もう見てフォローが1番大切かなと思いますので、そこら辺は町長もしっかりとフォローしていただければというふうに思います。

次に人材育成関係ですが、住民福祉の向上に向けて各種取組を展開中だと思います。特に窓口業務の人材育成は大変重要かなというふうに私思っております。直接住民とのやりとりを行う中で、町の推進する各種施策に対する住民からの苦情やクレームを窓口で受けております。また、あるいは窓口の方で対応時に住民からのクレーム等の状況があるかと思いますが、実際、件数的にはどの程度、苦情あるいはクレーム等来てるのか、期間は任せますので、そこら辺の件数等を教えていただければと思います。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

クレームの件数ということでございますけど、このクレームの線引きがなかなか難しいところもありまして、住民が来られて窓口でお話をされるときに、それが要望なのか、苦情なのかというのを判断するのは難しくございます。そういうこともありまして、なかなか件数を把握するまでには至っておりません。ただ総務課において職員の対応が悪い等々の苦情等は27年度は3件ございました。これも職員の接遇に関する事とか、あとはごみの分別に関する事、こういうものでございまして、こちらの方に関しては、ポータルサイト等に接遇の改善について周知をするとともに全職員を対象といたしました接遇研修等々行いまして、対応にあたっているということでございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

特に窓口や電話対応、やはり言葉の行き違い関係で相手とのやりとり中でいろんな状況へ進展していくのかなと思います。ある自治体では、窓口あるいは電話対応時に各種の対応教育として、会話をご協力いただいて録音をすることによって言葉の行き違いによるトラブルの防止のための教育材料に生かしているというところもありますので、そういったところは考えられないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

クレームの録音につきましては、今のところ守衛室と電話交換室の方に録音機をついた設備を設置をしております。また、悪質とか不審な電話につきましては、その機能を活用して記録を保存するなどの対応しております。所管課につきましては、電話機等にその機能は有しているのが多数あるようでございます。今後は、電話機等の機能を利用しまして、そういうクレーム等に関しては対応をしていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

電話のことだけじゃないですね。窓口で直接あたる時に、そういったところの今スピーカーフォンで直接そのまま拾えるやつもあるし、直接耳につけてイヤホンから出るタイプもありますし、そういったところを活用して、ぜひ窓口の方でも利用していただけないかなと思います。それが住民サービスの向上につながっていくし、職員を守るのは誰かとなったときに、やはり守ってやれることが必要ではないかなと思いますし、質の向上に向けて、トラブル防止の教育材料として使っていくということも重要だというふうに思いますので、そこら辺はぜひご検討いただければなと思います。

次に定員管理についてですけども、今、民間企業で時間外労働時間の管理について、大きな社会問題になっているのかなと思います。個々人への業務負担については、仕事

量の平準化や適材適所の配置などいろいろな対応をされるというふうに思います。定員管理について私は何度か言いましたが、人への投資、人を大切にする職場環境こそが生き残れる職場だと私は言ってまいりました。そこに働きがいが出てくるものと信じていますし、今後定数管理についてはいろいろな協議も必要になってこようかと思っておりますけれども、是非町長、人を大切にするを一番に考えた定員管理となるよう、そこはお願いをしときたいと思っておりますし、総合的に見て定員管理の適正化を進めるにあたって、パート社員並びに社会福祉協議会などはその範疇に入らないのか。ちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

うちの方から臨時職員、パートの件については総務の方で人事管理というわけではございません。所管の方で例えば業務が忙しいのであれば臨時職員を、職員ではなくても、臨時職員でできるような仕事を臨時職員のパートの方でやっていただいて、正規職員の方は他の重要な仕事等に取り組めるような体制をとっているということでございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

私になぜパート業務の方を今言ったかということ、今、国会開催されております。ちょっと新聞の記事を読みますね。地方自治体で働く非正規職員の待遇改善に向けて関連法改正案の概要が分かってきましたということで、期末ボーナスを支給できるようにし、勤務時間が正規社員並みの人は扶養手当などの各種手当も支給すると。勤務時間が短いパートタイム勤務の職員は期末手当のみとするということで、これが多分7日に上程されてるはずで、今国会にそれが提出されるというような予定になってると思います。そういった意味では、今後定員管理における適正化という考え方でいけば職員だけではなくて、今度は財政面からいけばパート社員も入って来るんだよ。私的に思いますんで、そこを含めて定員管理、これからますます本当に重要になってこようかと思っておりますので、町長のリーダーシップの下しっかりやっていただきたいなと思っております。

次に国保について、再質問させていただきます。県が進めていく取組として、今回、私的に4項目大きな項目があるのかなと思います。1つが国保運営方針の策定、2つ目が都道府県国保運営協議会の設置と運営、3つ目が国保事業納付金の算定方法の決定、そして4つ目が新制度における電算システムの構築、これを行っていくものと思います。そういった中でこれ行うことによって、各市町の事務の効率化、標準化、広域化の推進を県は行っていくのかなというふうに思います。一方、市町の方はこれまでどおりの資金管理、保険給付、保険料率の決定、賦課、徴収、保健事業などの地域におけるきめ細かい事業を継続的にやっていくのかなと思います。そういったことで本町として、県が

やる分、町がやる分あるかと思いますが。保健事業に係る職員数、業務量の変化について、どのように考えてるのか。あるいはどのようになっていくのか。分かる範囲を回答していただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

分部議員のご質問にお答えします。まず今現在、町の健康保険課の国保業務というのが先ほど議員が言われたような内容になります。その中の財政という部分が県の方に移っていきます。移った後、30年から県の方から納付金として各市町にいくら納めてくださいというふうに流れてきます。この納付金の中に現在2通り考えられているんですけども、単純に医療の部分、後期の支援金の部分、介護に払う部分だけで終わるのか。もしくはこの中に、また保健事業とかはり・きゅうのお金、出生、葬祭とかそういう部分とかも広く含めて納付金を決めていくのかということによって、だいぶん事務の流れとかが変わってくるかと思われま。このあたりが、今長崎県と市町村で作業部会というのが開かれてて、今ずっとすり合わせ等とかをして決めていってる状況になっております。この部分というのが、まだいつできるのかというのがはっきりわからないところ、これが現状です。ただし一つだけ言えるのが、県と市町村というのが毎日、情報のやりとりの連携をパソコンといいますか、ネットで確認していかなければいけないという作業は確実に増えるであろうと考えておりますので、事業内容、職員の事務量というのはまだわからないところが多いですし、逆にプラスになるという部分も大いに考えられる状況にあります。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

次に保険料の負担について、お伺いしたいと思います。標準的な算出方法で市町村ごとの標準保険料率を県の方で策定するという事になっているのかなと思います。県はそれを公表して、市町村はそれを参考にしながらそれぞれの保険料率を決定するという事で私は思ってますけど、これで間違いないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

分部議員が言われるように、その考えで間違いありません。ただし、この前会議のときに県の方はいずれは同じ所得なら同じ保険料をとという考えで将来的に動いていきたいという話はいただいております。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

そうですね、今から言おうかなと思ってたんですけども。ということで9月の長崎の定例会で文教厚生委員会の中でちゃんと話してますね。結果的にはそれぞれの市町村の判断でされるわけですけども、そこは標準的なところに統一していこうというところが、基本的な今後、市町と協議しながら統一化に向けて進めていくということになりますけども、是非、これ長崎県、標準より低い、若干3,000円ぐらい低いんですかね、全国レベルからいけば。そういった中で、やはり長与町の今の立ち位置から料金体系からすると増えたらとんでもないことですよね。統一化になる前に協議会の中で、ずいぶん反映していただかないと、入ってる方がまたさらなる負担になってくるので、30年にはすぐ統一化にはならないというふうに思いますけども、31、32、33、いつなるかわからないことなので、しっかりと長与町の言い分は言って加算されないように頑張っていたきたいとしますので、そこは十分、運営協議会の中で反映していただければと思います。それと国保には各徴収を行って長崎県に納付金として納めますけども、県も馬鹿ではないですから100%たぶん回収しますよね。今現在、滞納者、未納者おろうかと思えますけども、そういった方々の対応をどのように考えられてるのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

滞納とかにつきましては、収納推進課と連携を図りながら収納率のアップに努めてまいります。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

よろしくお話ししたいと思います。時間がないので最後の質問に入らせていただきます。空き家対策について再質問をさせていただきます。まず、空き家バンクの考え方でちょっとお伺いしたいなと思います。今現在は、確かに空き家か空き家じゃないかの調査に入ってるのかなと思いますけれども、これからはもう済んでいる所は空き家バンクで登録していただいて、所有者との連携をとって空き家管理をしていくというところも増えております。要は所有者が空き家を維持できるのか、できないのか。できなければどうやるのか。そこに所有者と借りる方が来て、そういった調整を自治体の方がやるところも見受けられます。そういった意味では、今後大きなこれは施策になってくるのかなと。今、人口横ばいになってきますけども、だんだん、だんだん人口減少になって、空き家の数も増えてくるのかなというふうに思います。そういった意味では空き家バンク登録制というのは、もうその時期に差しかかっているのかなと思いますけども、町としてどのように感じているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

若者を中心として移住や定住の受け皿になること。また、空き家の所有者の空き家活用の窓口を広げるという意味では、空き家バンクの存在は有用だというふうに考えております。来年度に、まずは空き家の状況を、どこにどういう程度の空き家があるのか、管理がどうなっているのかということ、まずは把握したいと考えておまして、その中で不動産を介してない個人で管理をされてるものについては、所有者の方に今後どのように管理を考えていらっしゃるのか。また、例えば空き家バンクという制度を創設するとしたら活用の意思があるのかどうか、こういったものを調査して、その結果により空き家バンクとしての供給可能性がどの程度あるのかというのを把握してまいりたいと考えております。

一般的な話で先進自治体にお聞きしたところ、十分に利用が可能で民間の方でも手数料収入が見込まれるものは、不動産業者の参入の可能性が高い。一方で、古くて程度は悪い、業者としてもなかなか利益が見込めない物件について、空き家バンクに登録をしているというケースが多いようでございます。こういった点も踏まえて、一定、民間事業者との連携ですとかすみ分け、こういった点もあると思いますし、把握が難しいかもしれませんが、バンクとしての利用者のニーズですね、こういったものも踏まえながら実現の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

町が示した前回の人口ビジョン、4万人規模のまちづくりを目標にやってきているということでしたけども、社人研、国が測定してる2030年代に入ればもう4万人になってるんですね。今から15、6年後には。今、人口横ばいで町の示した人口ビジョンがピタッと当たっていけばいいんですけども、もし考えれば、もう既に4万人のまちづくりになってきていると。15、6年したらですね。そう言えば、今より2千何百人か少ない町ですから、空き家って多分あるはずなんですね。もうそれを今からやっけないと、1年2年ですぐできるような空き家バンクの方向性とかできないと思いますし、すぐ貸し手と借り手のやりとり、あるいは次言いますけども、空き家再生のリノベーションとかそういったものも含めてプログラミングしていく。それを自治体の方がある程度は窓口となってやっていかなくちゃいけないものかなと私的にはそう思っております。空き家バンクにしる、空き家再生プログラムにしても。そこを介して借り手と貸し側の仲をとっていただいて、それがうまくスムーズにいてこそ空き家再生プログラムに変わっていくのかなと思いますので、そこらへんは十分、今は数少ないかもしれませんが。しかし実績を作っていけないとそれがトータルとして町のメリットにもつながっ

てこないと思います。若者が持つ情報発信あるいは活動に関しては未知数なものがいっぱいあります。若者が来ることによって、自治会活動も入ることによって自治会活動も活発になる。あるいは地域間の交流も活発になってくる、この事例があります。多分、課長のほうは2月10日の長崎県が開いた空き家関係の会議に出たかなと思っておりますけども、ちょうどその時に2月10日に空き家再生セミナー、パネルディスカッションが開催されています。これ長崎原爆資料館の方ですけどもね。すでに先進地の尾道市あるいは五島市、島原市、そういったところではもう既に始まっています。その方たちが率先して、空き家バンク、空き家再生リノベーションをやりながら、地域の活性化に貢献しているということもありますので、ぜひこれは今の、件数少ないかと思いますが、空き家は。長与町としてはですね。これはゆくゆくは人口ビジョンがうまくいかなかったら、もう2030年代には4万人の町になってくるので、そういったことも踏まえて先に活動していただけないかなと私思っておりますので、空き家バンクそして空き家再生プログラムということで、しっかりやっていただきたいなと思います。以上で質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で15時35分まで休憩いたします。

（休憩 15時17分～15時35分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。本日の最後の一般質問となりました。

通告順5、金子恵議員の①高齢者福祉政策について、②姉妹都市の考え方についての質問を同時に許します。

7番、金子恵議員。

○7番（金子恵議員）

議長がおっしゃいましたように、今日、最後の一般質問です。1時間よろしくお願ひいたします。

では質問に入ります。①高齢者福祉政策について。平成27年介護保険法改正は制度スタート以来の大きな変更となり、今までの介護サービスの中身や利用者負担のあり方など大きく変わりました。特にこれまで全国一律で設定されていた要支援者に対するサービスの一部が市町村の地域支援事業に移行し、平成29年度から新しい総合事業として実施されます。今後、少子化、核家族化、生涯未婚率の上昇などを背景に、高齢者を取り巻く将来は厳しく、3Kと言われるお金、健康、孤独など不安材料も多いと思われ解消していくべき課題も多くなり、今後、地域が担う役割と高齢者同士が互いに支え合うことが不可欠になってくることは確実であります。今後、高齢者の社会参加と活躍の場づくりを推進するとともに、健康現役社会を1日でも長く送ってもらうためにも、老人福祉計画・第6期介護保険事業計画の実現は必須と考えます。

そこで、以下の質問をいたします。1番、老人福祉計画・第6期介護保険事業計画最

終年度となりますが、その進捗状況はどう評価しているか。2、2025年問題を踏まえ、今後の計画策定に当たり各団体等との意見交換はあるのか。3、高齢者の健康現役社会に向けての予防対策として運動、認知症予防など、どのように進めていくのか。4、社会福祉協議会、シルバー人材センター、自治会、シニアクラブなど活躍しているマンパワーの現状、課題は何か。社会参加をどう促していくのか。5、社会教育分野における生涯学習、文化、芸術、スポーツ活動などの参加の現状をどう捉えているか。

次に、2番目の姉妹都市の考え方についてです。姉妹都市提携、自治体間交流は総務省によると自地域の魅力再発見、再認識、教育の質の向上、健康、安全等に関する生活の質の向上、災害応援の関係づくりのきっかけなど効果が期待されるとしています。本町においてもウェザースフィールド町と姉妹都市交流を行っており、25年度には交流のために訪問し、現在も長与小学校などでは交流が続いているようです。交流によるメリットはさまざまありますが、これは自治体間となるとさらに地域の特性を理解することにより地域間交流が盛んになり活性化に繋がっていくものと思われま

す。そこで、歴史的共通点を持つ愛媛県伊予郡砥部町との姉妹都市提携は考えられないか伺います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、金子恵議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

1番目の1点目のご質問でございます。老人福祉計画・第6期介護保険事業計画の進捗状況と評価ということでございます。この第6期介護保険事業計画は平成27年度から平成29年度までの3年間を事業計画とするものでございました。この第6期計画を作る時の被保険者数の見込みでございますけれども、平成28年度末時点におきまして第1号被保険者数が10,062名、高齢化率23.8%、認定者数1,883人、認定率18.7%とそういった推計を立てて始まったわけでございます。その結果どうだったかと言いますと、現状は平成28年12月末現在で第1号被保険者数は10,083人、高齢化率が23.6%、認定者数が1,751人、認定率17.4%となりまして、この第1号被保険者数は計画よりも上回っておりますけれども、この高齢化率あるいは認定者数、認定率につきましては計画時よりも低く推移をしているというようなところでございました。この介護保険事業費は平成27年度の決算ベースで第6期計画よりも2億6,623万3,000円ほど少なくなっております。しかしながら、今後は被保険者数や認定者の増加とともに介護保険事業費も増加していくことは考えられますけれども、認定者数や介護保険事業費は第6期計画の見込みよりもやや低い値で推移をしていくものではないかと分析をしております。この事業計画では2025年までのロードマップといたしまして医療介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援、介護予防の内容を示しております。最初の医療介護連携では昨年12月に長与町在宅医療介護連携推進

協議会を立ち上げました。それによりまして地域の課題や問題点の解決など今後協議を重ねてまいる、そういった準備ができたということでございます。その最初の認知症施策、地域ケア会議、生活支援につきましては地域支援事業の新しい総合事業への移行や長与町在宅医療介護連携推進協議会の立ち上げを最優先に考え事業実施をしておりますので、これから具体的な取り組みを行ってまいります。その認知症施策でございますけれども、認知症サポーター養成講座の実施あるいは認知症ケアパスの作成を行っております、平成29年度には認知症地域支援推進員、こういったものを新たに配置をいたしまして認知症の家や家族への支援を図っていききたいと、このように考えております。また、生活支援でございますけれども、これまでのサロンの充実に加えまして平成29年度には生活支援コーディネーターというのを新たに配置をいたしまして支援を必要とする方々のニーズとサービスの把握、そういったものを行い情報提供を行っていききたいというふうに考えております。また介護予防につきましてはですが、大幅な改正であります地域支援事業の新しい総合事業を他市町に先駆け、昨年10月より実施をし取り組んでおります。これから取り組む課題はまだまだ山積しておるところでございますけれども、第6期計画の進捗状況と評価につきましては現段階ではおおむね順調に進んでいるんじゃないかなというふうに感じております。

次に2点目の今後の計画策定に係る各団体等との意見交換についてのご質問でございます。この計画の策定に際しまして、これまで65歳以上の高齢者、認定者、認定者の家族介護に対しニーズ調査を実施、地域の課題や必要なサービスなど住民のニーズを把握、分析を行い計画の策定に活用してきたところでございます。こうした住民の声を基に長与町介護保険運営協議会のご意見をいただきながら計画が作られてまいりました。この長与町介護保険運営協議会というものでございますけれども、この協議会は15名の委員で構成されております。その内容といたしましては西彼杵医師会を初めとする保健医療関係者の代表の方や長与町老人クラブ連合会、長与町民生委員児童委員協議会などの福祉関係者の代表、老人福祉施設などの指定サービス事業者等の代表、被保険者の代表からは身体障害者福祉協会やボランティア団体などから形成されております。各団体からの意見が幅広く集約されるというところで、15名の長与町介護保険運営協議会がつけられておるところでございます。次の計画におきましても、これまでと同様にニーズ調査を行い、住民のニーズを十分に把握し、各団体の代表者から構成される介護保険運営協議会では例えば、地域支援事業の具体的な取り組み、またアドバイスなどのご意見をいただきながら策定をしていこうと考えております。

3点目の高齢者の予防対策として運動、認知症予防など、今後の展開についてはどうかというご質問でございます。本町で介護予防事業といたしまして65歳以上で介護認定を受けていない方を対象にえんじょい貯筋教室、お元気クラブ、めだか85等の事業を実施しておるところはご案内のとおりでございます。事業内容といたしましては軽スポーツが中心になりますけれども、頭の体操あるいは口腔ケア等につきましても指導

助言を行っているところであります。受講者につきましては27年度の実績でございますけれども、えんじょい貯筋教室が延べ463名、お元気クラブが延べ2,490名、めだか85が延べ3,542名の参加となっております。また認知症予防につきましては認知症になってからのフォローではなく、認知症の初期段階までの対応が非常に重要だというふうに考えておるところでございます。現在認知症予防といたしましては40歳以上の方を対象に脳トレ教室を年21回開催をし、27年度の実績で延べ2,582名の方が参加をしていただいております。その他自主的な活動への支援といたしまして、各サロンで実施される認知症予防について専門的な知識を有する作業療法士等の講師派遣、また各団体からの要請に応じ認知症サポーター養成講座を開催するなどの支援を行っているところでございます。今後も引き続き自主的な活動への支援を図るとともに介護予防事業を実施いたしまして、他市町の取組を調査研究して続けてまいりたいとそうように考えております。また本町には総合運動公園や町民体育館などのスポーツ施設があります。住民の方々の健康に対する意識が非常に高く、近辺には県立大学もあり、他の町と比べて環境に恵まれているのではないかと考えています。こういった環境を活用しスポーツと健康づくりや食育など自立した健康的な生活が維持できるよう、もし介護が必要な状況になっても、できるだけ自立した健康的な生活が維持されるよう、健康寿命を伸ばしていきたいとそうように考えております。こうしたシステムづくりが必要でありまして、高齢者の方が住みやすいまちづくりを目指した事業を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の高齢者が活躍している場でのマンパワーの現状、課題と社会参加の促進のご質問でございます。まず現状についてでございますけれども、社会福祉協議会では住民参加のまちづくりを進めており、ボランティアセンター、高齢者等見守り活動、ファミリーサポートセンター、ちょいサポ、介護予防サポーター等に多くの町民の方が登録をされておりました。住民相互の助け合い活動に参加されているところでございます。この介護予防サポーターを除き、登録には年齢制限は設けられておりませんが、実際に活躍されておりますのは60歳以上の方が多いというふうに伺っております。シルバー人材センターにつきましては平成28年12月31日現在314名の方が登録をされておりました。町内の事業所や家庭等、様々なところで就業を通じた社会参加とともに地域づくりにも寄与をしていただいております。自治会につきましては、役員等を担ってくださっているのは現役を退かれた方が多いと伺っております。皆さん、これまでの社会での知識や経験を生かしてご活躍をいただいております。老人クラブは町内で32の単位クラブがございますけれども、およそ1,700名の方が加入され、それぞれのクラブで地域のニーズに応じた生きがいと健康づくりの活動あるいは高齢者が互いに支え合い、励まし合う運動として友愛活動にも取り組んでおられるところであります。また、その他にも健康ながよ21推進専門員や健康づくり推進員、母子保健推進員、食生活改善推進員の皆様が子供たちを初め、

町民の健康づくりのために様々な活動に取り組んでおります。課題につきましては老人クラブにおきましては加入者が増えない、役員のなり手が少ないという話を聞いております。しかし、老人クラブ連合会では若手リーダーの育成にも力を注いでおられますし、加入促進につきましても、加入されている方が老人クラブでの活動を通じた楽しみや生きがいを伝えるなどして広めていただいております。社会参加を促すためには高齢者の皆様の参加や活躍できる場についての情報提供をより一層進め、楽しいと感じられる時間や人から喜んでもらえるとそういった経験など、生きがいを感じられる生活をしていただくことが重要だと考えております。

5点目の社会教育分野における活動などの参加の現状をどう捉えているかというご質問でございますけれども、町内の社会教育、体育、文化施設では生涯学習の一環といたしまして生涯にわたり自らのスタイルで学習することにより、学びを通して交流や活力を作り出すことを目的に講座、教室などを開催しております。講座、教室には公民館まつり、文化祭、体育祭など多くの高齢者の方に参加をしていただきまして、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進に寄与をしていただいているものと考えております。

次に、大きな2番目の姉妹都市の考え方でございます。自治体間の姉妹都市や友好都市の締結というのは60年ほど前から始まっておりまして、文化、教育、産業振興など幅広い分野で相互交流が行われておるところであります。特に近年では東日本大震災発生以降、物資の搬送や職員の派遣などが率先して行われまして、派遣された職員からは定期的な交流がある被災自治体ではそれまでに培ってきた地理的、文化的な知識により活動しやすかったとの声もあったようで、継続した交流の有益性が再認識されつつございます。総務省におきましても自治体間の交流により期待される効果の1つといたしまして、災害応援の関係づくりのきっかけが得られているのはご指摘のとおりでございます。ご提案をいただきました愛媛県伊予郡砥部町は江戸時代中期に磁器の大量生産が始まった焼き物の町でございます。当時、長与皿山から5人の陶工が砥部焼の指導にあたったことが文献に載っております。歴史的なつながりが深いようでございます。また県庁所在地に隣接し、ミカンの栽培が盛んであり、幼稚園から大学まで揃うといった暮らしの環境においても本町と共通点が多い町であり、交流のきっかけにはなりやすいと考えております。姉妹都市等の締結に当たりましてはそれぞれの地域におけるまちづくりの構想や方向性、各種施策の取り組みに関連づけて交流の目的を設定する必要があると考えております。その上で、本町の特徴や実状にふさわしい交流相手を見つけるとともにそれぞれの強みや弱い部分を把握し、政策課題の解決に向け、お互いに交流のメリットを見つけ出すことが重要であると考えております。本町におきましては現在、熊本県球磨村との地域間体験交流学习を行っておるところでございます。ご指摘のように包括的な姉妹都市提携ではございませんけれども、生活環境や教育環境の異なる両町児童の体験交流は教育の質の向上に資する取り組みであり、このような特定の分野における交流も交流形態の一つの方法ではないかなというふうに考えております。自治体間交

流は相手があってこそ成立するものでお互いの意思はもちろん協議、相談しながら進めていく必要がございます。砥部町との姉妹都市締結については本町にとっては有益な面も多々あるかと存じます。ただ相手先にとってはどうなのか、そのあたりも含めながら今後研究も続けていきたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

通告書の質問の分には詳しい答弁をいただき、ありがとうございます。

では関連して、いくつか質問をしていきたいと思っております。まず地域ケア会議の件ですけれども、この地域ケア会議は各地域で年に2回ほど開催されていると思っておりますけれども、私のいる自治会でも年に2回ほどやっておりますけれども、この会議で出されたものをどう集約して次につなげていく、その仕組みなんですけどどういうふうになっているのか、まずお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

ご質問の地域ケア会議なんですけれども、介護保険課の方で主催している分につきましては個別事案ということで協議をさせていただいております。その分以外につきましては介護保険課の方でそういった会というのは開いておりませんので、来年の予算で計上させていただいておりますけれども生活支援コーディネーターというのが地元と行政との橋渡しという役割を担いますので、そういった配置を考えておりますので、来年からは結構そういった意見の吸い上げというのが可能になってくるかと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

了解しました。では、私たちが行っているケア会議というのは事業所が自分たちで率先してやっている会議なのかなというふうに理解しましたけれども、今後、そういった会議があるということなので、その集約したものというのを上だけで集約する。そこで終わるのではなくて、やはり自治会とか地域の事業所とかそういう所に下ろしてほしいというか、その仕組みをもう1つ加えていただきたいなと思ってるんですけれども、そこは含まれてるんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今現在、昨年12月に立ち上げました在宅医療介護連携推進協議会というのがございますけれども、そちらの構成委員で地元ということでコミュニティとか、そういった方

も参加させていただいております。実際の協議については今現在、問題の洗い出しとか、そういった部分になるかと思うんですけども、その中で今後の町の介護に対する地元からの吸い上げとか今後の対応とかいう部分についてはそこで話し合われて多職種による役割分担というのが決まってきますので、例えば、そういった内容次第によっては啓発を担うのは役場だと、そういった部分の各分担によって行われますので、今後の会議次第によっては十分その意見が反映されてくると思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

了解しました。では第6期介護保険事業計画の中の36ページ、安心して生き生きと生活できる体制づくりというものが挙げられております。私が持っているのは案なのでページが違いかもかもしれないんですけど、高齢者サービスとして様々な集いとか教室とか相談事業等が行われてますし、今その参加状況というのは答弁の中である程度数字でお示しをいただいたところですが、この数値目標の達成度というのが大事になってくるのかなと思うんです。数的なここが何人増えたとかいうのは結構ですけども、全体的なその目標達成の度合いとか、ここ数年の推移というのがどういうふうになっているのか、そこをお答え願いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

36ページと言われたんですけども、その中で、例えば数値目標ということであれば、37ページのシルバー人材センターに関する実績とかがあるかと思うんですけども、数値的には現状についてはまだ報告をいただいておりませんが、シルバー人材センターとは今後サービスを含めて今現在どんな対応ができるのか、今後どういったサービスが可能なのかを含めて、今協議をしている段階でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

今年度が最終年度ということで、途中の段階ですので結果、評価というところになると答えられない部分というのが大きいかと思っておりますけども、最終年度、この第6期のこの計画が進むようお願いをしたいというふうに思います。

では、ちょっと飛ぶんですけど4番目にマンパワーの現状、課題ということで質問させていただきました。このマンパワーの現状、課題ということで高齢者の方のニーズや体力、能力に合った様々な就労機会の充実が求められるとされていますが、具体的にどのような支援をされているのか。再度の答えになるかもしれませんがお願いします。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

高齢者の就労支援ということですが、町内にはシルバー人材センターという組織がありますので、そちらの方に登録をされてる方、12月末現在で314名いらっしゃるということがあります。それから、県が主体になってるんですけども生涯現役応援所という形で高齢者の就労相談窓口というのを今月の27日に開設するというので、報告を受けております。それに関しましては県のシルバー人材センター連合会などを含めて、10の団体で作る協議会が主体となっております。その中で、いろいろな仕事とかどういう希望があるのかということで、各市町の方にも協力をお願いしたいということで県の方から話は聞いています。ただ、具体的にどうということというのがまだ見えてきておりませんので、今後、県との協議を行っていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

相談所の方の検討がなされるということなので、その後、情報の提供ということの充実を図っていただきたいというふうに思います。この就労の場としてはそのシルバー人材センターが現在あるということで、登録者数が314名。この方々に見合う仕事量というのは十分に確保されているのか、この点はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

お答えをいたします。ただいまの答弁にございましたように平成28年度12月末現在、長与支部では314名、時津支部では119名ということでお聞きをしております。お尋ねのシルバー人材センターの長与支部に関しましては受注額でございます。平成28年12月末ですけども1億730万円、件数としまして894件となっております。次に会員の雇用状況ということでございますけれども、314名のうち284名の方が就業されていらっしゃいます。就業率は90.4%ということになっております。ちなみに平成27年度も就業率は86.9%ということで、このように登録されたおおよそ9割の方が雇用がなされているということだと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

今、退職をされても若い方が多いからですね。元気ですしまだまだ働ける、働く場所を求めているというところで、このシルバー人材センターへの登録というのは、やはり皆さんが必要とされる場所だというふうに思うんですけども、今年度は申告時の駐車場の交通整理の警備にシルバー人材センターの方をお願いしているようです。昨年ま

では警備会社をお願いしてたようですけども、今年から自分たちがこの仕事してるといことで大変喜んでおられました。今後もこういうふうな町の行事等に協力をしていただくというか、警備の面で実際こういうふうのできるのであれば、交通指導員の方と一緒にシルバーの方に警備を頼むとか、町の行事の中で就労の機会を増やしていけるのではないかというふうに今回感じたんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

平成27年度のシルバー人材センター長与支部の公共事業に関します契約額でございますけれども1億817万8,000円ということで、受注件数が128件となっている状況です。町の行事等へのご協力ということでございますけれども、昨年度は町民文化ホールでの平和コンサートや子どもの集いとか文化祭、成人式などの駐車場整理などの雇用が図られております。その他長与シーサイドマルシェ、それからペーロン大会等々でも駐車場整理並びにテントの設置、撤去とか、そういうところにも長与町に関係します各行事にも幅広くご活躍をいただいているところです。今後も議員ご指摘のように町の行事の方にますます雇用が図られますように、担当所管としましても働きかけをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

高齢化率が23%ということで1万人近くの方がその中に入るのかと思うんです。今登録者数が314ということではありますけれども、今後その高齢化が進んで働ける高齢者の方がどんどん増えていくといくら仕事があっても良いんじゃないかというふうに単純に思うんです。ですから、そういうふうなところでの働きかけはお願いしたいなと思います。シニア世代の方々にはそれぞれの得意分野というのを生かしてその地域で、町長の答弁の中にもありましたけれども、本当に活躍していただいております。長年その仕事をされてきて、それなりの知識と経験そういうものを生かして活躍されているなというのを本当に感じているところです。このような方々の活躍の場、先ほどシルバー人材センターからの観点でしたけれども、その就労の機会というのを考えていくことが課題と私は先ほど言いましたが、例えば公民館の館長など、町の施設などもその選択肢に入れられるのではないかと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

各公民館施設、体育施設等におきましては管理人ということ、また総合公園につきましては作業員ということで、シルバー人材センターの方に入っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

私になぜ館長というのを言ったかといいますと、これは自治公民館なので参考になるかどうか分からないんですけども、昨年大村市の坂口町公民館という所に研修に行かせていただく機会がございました。ここの館長というのは自治公民館なので比較になるかどうか分からないんですけど、自らのグループ活動ですとか高齢者の方を呼んでのサロンを実施したり、本当に尽力をされている方で視察の方もかなりあるというふうに聞きました。確かに公民館活動に関して一生懸命されている方で、こういう方が公民館の館長であれば本当に地域を活性化するだろうなと思うくらいの方だったんですね。このようにやる気のある人に館長に就いてもらうことで、今言いましたように活性化も図られるんじゃないかというふうにも考えますし、これは、住民の声でもあるんですけども、やる気のある人に館長になってもらえば良いんじゃないか、これを公募すれば良いんじゃないかという声が上がってるんですけども、そういうことはお聞きしたことがあるでしょうか。それに関してどういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

今の議員の質問、確かに館長にやる気のある人、そういった方も必要かと思えます。ただ、今我々が館長に任命しておりますのが再任用の関係もございまして、いろんな役場職員もノウハウを持っていますので、そちらの方で対応していきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

答えは大体想像がついてたんですけども。嘱託職員という位置付けになるのかなというふうにお聞きしましたけれども、役場の退職者の方を雇用してあそこの館長はどうかそういうことは一切ありませんので、十分に公民館の館長の役目を果たされているというのは重々分かっておりますけれども、やっぱり中には町の考えにそぐわない方もおられたりする。そして今後の就労の場というところを考えると、同じスタートラインで民間の方も手は挙げられる環境というのかな。町長で言いますと町長が民間から来られてこういうふう頑張っておられるので、公民館に関しても、私は一概に再任用ということだけではなくて考える、そういう時代になってきてるんじゃないかなと、ちょっと思うんですけどいかがですか、再度。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

この件はうちの方でも人事管理等々でいろいろ話をしておりまして、役場の職員もこう言ったらなんですけど65までの年金の接続等々もございまして、役場の内部でもいろんな人員配置等々そういった面も絡めまして、公民館の方も同じような一部の組織として人員をうちの方で手当てをしていきたいということで考えております。うちの方でするものですから特に異動も対象ですので、そこにずっといるというものではございませんので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

実際にいろんな形で公募をしている自治体もあるわけです。ですから、今、長与町でその再任用の関係、人事の関係で公募制は取らないということにしても、そういう時代に今いっているというところでの危機感を感じて、もっと今以上に館長になられる方に頑張っていたきたいなというふうに思ひます。

次に、運動面での予防対策ということでお聞きしますが、今回の使用料の改正というのはやはり住民間に波紋を呼んだということは、もう皆さんも実感されていることと思ひます。確かに年金の中からわずかとはいへ出費をするというのは、個人によって差はあるでしょうけど大変なのかなというのは想像つきます。しかし、運動に関しても学習活動そういうものに関しても、私としては趣味の延長線上にあるというふうに思ひますね。ですから趣味、健康づくりも兼ねてですけど、ある程度の費用が掛かるものということで、そういうことも考えて賛成をした立場ではあるんですけども。では、これを単純に健康づくりということで考えた場合、いかにお金を掛けずに皆さんに元気になってもらうために活動していただくかというところでの情報の提供というのは大事になってくるのかなと思ひますけど。長与町にちょうど良いのがあるんですね。ウォーキングマップなんですけれども、最近をよく歩いてる方を見かけますよね。トレッキングをされていたりとか。この方たちというのは歩くというのはタダなので靴さえあればどこまででも歩いていけるんですよ。ウォーキングは最も手軽な健康法として推奨しているということなので、もっとこれを表に周知をされたらどうかなと思ひます。長与駅の側にウォーキングマップの看板もありますね。でもこれは歩かないと気づかないぐらいの看板で、要するに周知が足りていないのかなというふうに思ひますけれども、その点、情報提供そういうところでの、今後どういうふうにされていくかをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

ウォーキングマップの件ですけども、議員が言われたように長与駅の近く、それともう1枚が役場の道路側のところに設置をしております。ウォーキングマップの紙版につ

きましては役場のロビーに一応置いておりますし、ホームページ上からダウンロードできるような形を取っております。ただ、まだまだこの活用不足というのがあると思いますので、もう少しPR等に頑張っていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

実際にコースを歩いた方から現状というのをお聞きしたんですけど、登山道、遊歩道が広範囲にかけてかなり荒れた状態で、マップに載っている道をそのまま歩こうとしたら危険箇所がかなりあるだろうということでご指摘をいただきました。健康づくりのためのマップですので、こういう場所をもうちょっと整備する必要があるのではないかと考えるんですけども、この点いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。ウォーキングマップの経路につきましては私もまだ全然歩いて回っておりませんので、今後、歩いて回りまして現状把握をまずさせていただきまして、それから改修が必要という所につきましては改修をいたしまして、また危険であるという所につきましては対処していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

歩いてない私がこんな偉そうに言うのもあれなんですけど、課長も見ていらっしゃるということで、その崩れた場所というのは結構遠い所にあるそうなので、お弁当でも持って1日かけてちょっと見ていただければと思います。その途中途中の公園等の整備もかなりなされてないということも聞いておりますので、その点も含めてちょっと見ていただければというふうに思います。

では次に、各町営の運動場に対して使用料が掛かるということで、使いにくさを訴えられている住民の方が多ということで。今回のこの減免基準を見直しても少なからず使用料が掛かる方はいらっしゃるわけですね。実際に地域、各自治会に運動ができる公園を持っている自治会というのはいくつかあるんですよ。例えば、ここの近辺だったら八反田公園だったりとか、今度整備をされると聞いている西田原公園、こういう所は各地域の自治会が管理をするということで、その公園は例えば老人部会ですとかそういうところがグラウンドゴルフに使ったりとかしてるんですね。確かにそういう公園がない自治会というのもあります。そこは有料になる公園等を使ってください、運動場を使ってくださいよと言うのではなく、その近辺にこういう公園があるので、その近い自

治会と話をして月曜日と火曜日、水曜日と木曜日という感じでお互いで使いませんかというところのコーディネートをして良いんじゃないかなと。

それも町の役目の1つではないかなと思うんですけども、そういう点ではいかがでしょう。良い案だと思うんですけど。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

その件につきまして、どのくらいの公園が有料で、どのくらいの公園を使われてる団体が無料でしてるかというふうなことは把握しておりません。それにつきましては今把握しているのが、天満宮公園の老人クラブということで把握しておるところなんですけれども、そういったところにご相談をさせていただければということで考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

地域の公園というのは昼間使わない時は、子供たちが学校に行っている時は空いているので十分使うスペースもあるし、今の高齢者の方は車も持っておられますので1番近い地域の運動のできる公園にお出かけいただいて、そこを利用することも可能だということでの検討。そして地域との話し合い、そのコーディネートを町の方にお願ひできれば、実際にこの減免基準というのは町長もおっしゃられたように私は1番の落とし所であったというふうに考えておりますので、それで納得できない方のためにもそういうところ考えていただければと思います。

いくつかでしたけれども、その介護予防ということでお聞きしたんですけども、これまで介護予防事業というようなものをされてきて、この介護給付費の抑制にどれほどの効果があったというふうに評価をされているか、数字は結構ですので大体の評価というのがされていれば、お答え願ひたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

介護給付費の伸びと関連といえば認定者の数なんですけれども、一時期上昇していた分が、今、微増ということで給付の方が推移しております。認定者数についても微増ということで推移しておりますので、この考えられる要因については介護予防で実施してまずめだか85とか、そういった活動に加え地域自ら自主的に介護予防に取り組んでいられる皆様方の成果ということで、認定率も一旦大幅に増加した分が、今、微増ということになっておりますので、そういった成果が、皆様の取り組みがこういった介護給付の抑制に今のところ繋がっているんじゃないかなというふうに分析しております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

ありがとうございます。施政方針ですね、健康のまち長与の実現、健康づくり運動一大ムーブメントとして定着させるための調査等を行うと書かれてあったと思うんですけども、この一大ムーブメントと何かすごいんですけど、これは施政方針に入っておりますので、この辺りの点に関して町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、長崎県というのは医療費がものすごく高くなっているんですよ。前期高齢と後期高齢で言いますと、後期高齢は日本全国でワースト4位から5位。前期高齢がワースト1なんですよ。従いまして後何年か経つと必ずワースト1になるということで、これはもうじっとしてはおられないんじゃないかと。長与町ができることは長与町でやろうということで今所管の方もいくつか考えてくれてますし、所管の中でもそういった健康長与をとにかく作っていかうのではないかと、そういった運動にできないものかということいろいろどういったことができるか、その辺りも研究をして来年ぐらい何か出せれるように、ぜひ研究して出していきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

ありがとうございました。ではよろしくお願ひしたいというふうに思います。

では次に、姉妹都市の考え方についてということで、いくつか質問させていただきます。まず、ウェザースフィールド町との姉妹都市交流をされてるわけなんですけれども、こちらに10何年ぶりに訪問するというので、25年でしたか、補正予算か何かにか上がったかと思うのですが、この時に目的そしてメリットっていうのは聞いたかと思うんですけど、簡単にこのウェザースフィールド町との交流の目的、メリットを教えてくださいなだければと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本町とウェザースフィールド町は教育や文化などの交流を通じて相互の理解と信頼を深め、友好親善関係を発展させるということを目的に姉妹都市締結を1997年に行っております。これまで図書交流ですとか文化交流、こういったものを継続的に進めておりまして、学校間のパートナーシップ協定というところまで発展をしているところです。近年では本町の国際交流協会の方がマスコットキャラクターを作成しまして、ウェザースフィールドに送りました。それを題材に両町の小学生による絵画の交換ですとか、

学校の授業の中で私達の姉妹都市というようなことで学習会ということもされているとお聞きしています。またウェザースフィールドの民間業者から野菜等の種をいただいて、町内の住民の皆様が栽培し収穫をしたりとか、ウェザースフィールド町を舞台とした書籍なんかがあるそうで、これをいただきまして住民の方で読書会を開催するという取り組みなど住民レベルでの交流へと広がりを見ているというところでは、こうした取り組みは教育の面、国際理解の面ということでは一定、効果があっているものと考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

この姉妹都市締結を行うにあたり、住民同士の交流はまず1番だというところでインターネットで見たんですけれども、だからといってこの姉妹都市締結というのは今の時代、財政的に考えると逆行しているかなというふうにも考えたりもするんですね。

今回、砥部町に行く機会があって、この通告書を書いた時にもものすごく感動してたんです、砥部町に行ったことで。これほど長与と本当に似た町はないと。もう文化、産業そして環境、そういうものすべてがマッチしていたので、こんなに似てる町が日本にあるんだというぐらい思ったところです。実際に砥部町の方々と交流した中で、まず砥部町の町議会議員ですとか元町長の方もいらっやって意見交換をさせていただく機会があったんですけれども、本当に民間の協力体制とか郷土愛に触れたなという実感をしたんですね。現在、姉妹都市締結こそしてないけれども国内では球磨村との学習交流を行っているというふうにはなっておりますけれども、実際にウェザースフィールドと交流はしても、実際のフェイス to フェイスの関係を構築するというところまでには至らないので、国内の交流というのは長与町に対するその愛着というのを持つきっかけになるかと思うんです。それで子供たちの1つの教育の中にもつながっていくんじゃないかと思うんですけれども、これに対して教育長はどう考えられますか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

一応、相手先があるものですから。それとか、どうしても交流するとなるとお金の関係とか予算関係もありますので、その辺は先ほど町長がお答えしたとおりで相手先があります。まだまだ調査研究をしなければならぬことが多々あると思いますというようにお答えしているとおりで、私の方もそこまでにしておきたいと思います。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

砥部町は先ほど答弁の中にもございましたように歴史的なつながりがあって、それも

240年ほど前から。また特産品も柑橘類だったりとか梅の加工品もあるんです。そして隣町が松山市で道後温泉、さっきの繰り返しになるんですけれども自然豊かな土地柄で、よく風光明媚なという言葉で長与町を表現する時に使われますけれども、全くそのとおりの町です。今回のこの質問が、なぜその伊予郡砥部町なのかということで唐突に感じられたと思うんです。これは、実際は何年も役場に働いていらっしゃる方はご存じかもしれませんが、前副町長が助役と言われていた時代にさかのぼって検討していたそうです。この砥部町と姉妹提携をですね。ある程度、良い段階まで進んでいたらしいんです。その当時、町費を使って砥部町にも視察に行かれています。その提携まで至らなかった理由は何かと、その時に携わった方に聞いたんです、なんでやめたんですかと。そしたらやまったんじゃないと、今止まっているだけということだったので。やっぱり国外となると、さっき言ったようなフェイス to フェイスというのが求められないですけど、国内といたら、学習交流にしても産業の交流にしてもいろんな面での似通った町ということでメリットはかなりあると思うのでどうかなということなので今回この質問をしましたんですけれども。その当時、この提携まで至らなかった理由というのをご存じの方はいらっしゃらないでしょうか。調べても分からないのでここで聞くのも変だと思ったんですけど。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今回、この愛媛県の砥部町との姉妹都市提携についてどうかというご質問をいただいた中で、本町と砥部町の関わりというのを過去にさかのぼって調べてみました。しかしながらご指摘のような過去検討していた経緯ですとか、そういった内容を示す書類が残っておりませんで、明確にそういった経緯があったということをお答えできないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

課長がお答えいただけるとは。多分まだ小学生ぐらいの時の話なので、きっと。

1階のロビーに砥部焼の壺が飾られているのは皆さんご存じかと思います。なぜ本町で長与焼を飾るのではなくて砥部焼を飾っているのかなというふうなところで不思議に思われた方もいらっしゃるかと思うんですけど、ここにおられる各課の方も各議員もご存じかと思いますが、その240年前に始まった歴史的な関わりという共通点もありますし、その異なる地域の方と接することによって交流の中でその違いを感じる、そして郷土愛を育むきっかけになる、そういうふうなことが交流かというふうに思います。今後、途絶えている交流を検討いただければと思います。

これで質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

（散会 16時35分）